

# (仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター基本計画



板橋区



## はじめに



子どもは未来を担う宝であり、愛され、保護されなければなりません。そしてその成長を支えていくことは、わたしたちの責務でもあります。

板橋区は、区民が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長し、自立できる環境の形成に資することを目的として、平成13年に子ども家庭支援センターを設置し、家庭における子育て及び子どもの健全な育成の支援を行ってきました。

しかしながら、近年、少子化や核家族化の進行に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待や、犯罪に巻き込まれる子どもの増加など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。

このような状況の中、国は平成28年6月に児童福祉法を改正し、法の理念の明確化や児童相談所の体制強化を図るとともに、特別区においても児童相談所の設置を可能としました。

これを受け板橋区は、児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を併せ持つ『(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター』を設置することとし、子どもの最善の利益を考慮し、安心と希望に満ちた未来の実現をめざしていきます。

また、児童相談所に一時保護所を併設することにより、自区の子どもを適時適切に保護できる体制を整え、基礎的自治体の責務として、あってはならない悲惨な事件や事故から子どもたちを守るための体制を構築していきます。

さらに住民に身近な区が児童相談業務を行うことで、妊娠・出産期からの成育歴の把握、成長段階に応じた関係機関等との連携の強化や支援サービスの提供など、一貫した切れ目のない支援を行います。

本計画により、『(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター』の基本方針や、施設整備の基本的な考え方を示し、基本設計・実施設計、建設工事に取り組んでいきます。板橋区の子どもたちを地域の中で育て、見守り、支援していくためにも、今後も皆さまの一層のご支援とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

平成30年9月

板橋区長

坂本 健

## 目 次

### I 計画策定の役割と検討の経緯

1 基本計画策定の趣旨.....	1
2 これまでの検討経緯.....	1
3 板橋区の子ども・子育て支援と基本計画の位置付け.....	3
4 (仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター基本構想の概要.....	5
5 設置場所の選定及び整備の方針.....	7

### II 施設の機能と事業方針

1 施設整備の目的.....	8
2 施設の機能.....	10
3 各機能で展開する事業.....	11
(1) 子育てしやすく安心な環境の提供	
① 総合相談機能.....	11
② 子育て支援サービス機能.....	12
(2) 「地域の子育て」支援の推進	
① 地域の子育て支援機能.....	13
(3) 特別な支援が必要な家庭への支援	
① 専門相談・援助機能.....	14
② 一時保護所機能.....	15
4 計画敷地の概要	
(1) 設置場所及び用地概要.....	17
(2) 敷地の現況.....	18

### III 整備の基本方針

1 子どもや来所者の安心・安全への配慮.....	19
2 明るく温かみのある環境の整備.....	20
3 ユニバーサルデザインへの配慮.....	21
4 環境への配慮、コスト削減の実践.....	21
5 周辺地域への配慮.....	22

### IV エリアのイメージ

1 エリア構成図.....	24
2 一般開放エリア.....	25
3 専門的支援エリア.....	27
4 一時保護所エリア.....	29
5 管理部門エリア.....	31

## V 施設整備計画

1 規模算定の根拠	
(1) 各エリアの構成と面積例.....	32
2 諸室構成	
(1) 配置積層関係図.....	35
(2) 各部門（諸室）の考え方.....	36
(3) 法令条件.....	45
(4) 設備計画.....	47
(5) 家具サイン計画.....	49
3 敷地利用計画	
(1) 敷地内配置計画案.....	50
(2) 敷地境界線の設定.....	53
(3) 工事中の敷地利用.....	55
(4) 法令に伴う施設整備方針	
① 2項道路の整備.....	56
② 自主管理歩道の整備.....	56
(5) 防災関係施設について.....	56
(6) 高さ制限の検討.....	56
(7) 外構計画	
① 駐車場・駐輪場計画.....	57
② その他.....	58
4 情報システム構築の考え方.....	60

## VI 運営計画

1 組織・管理運営の基本的な考え方.....	61
2 職員配置と人材育成.....	62
3 管理運営形態・体制.....	64
4 年間利用者数の想定.....	65

## VII 施設整備事業スケジュール..... 66

### (参考資料)

1 板橋区児童相談所設置に係る検討会関連資料.....	67
2 板橋区議会への報告状況.....	72
3 区民説明会の実施状況.....	72

# I 計画策定の役割と検討の経緯

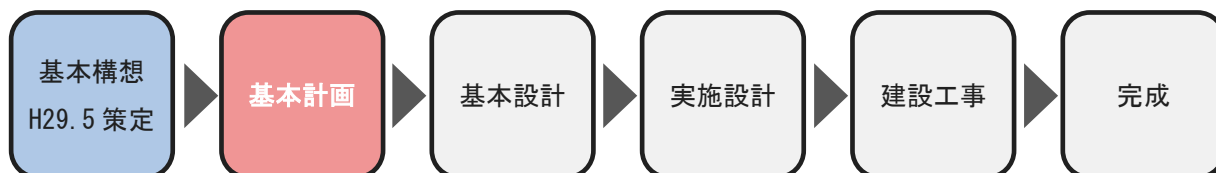
## 1 基本計画策定の趣旨

板橋区は、児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を併せ持つ「(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター」(以下「総合支援センター」という。)を設置することとし、平成29年5月に「(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター基本構想」(以下「基本構想」という。)を策定しました。基本構想においては、「すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する 子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点」を基本方針に掲げ、身近な場所できめ細やかな支援を行い、すべての子どもたちの健全な育成に資することを目的として、子どもの最善の利益を考慮し安心と希望に満ちた未来の実現をめざしています。

「(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター基本計画(以下「基本計画」という。)」は、課題、基本理念、配置機能など、設計の前提となる基本的な考え方に基づき基本構想を具体化し、建設規模・構成、機能及び設備に関する諸要件などをまとめ、設計の与条件として示すものです。

今後は、本基本計画を基に、基本設計・実施設計、建設工事に取り組んでいきます。

図 I-1 計画の流れ



## 2 これまでの検討経緯

平成13年、区は子ども家庭支援センターを設置し、子どもと家庭に関する総合相談や子育てサービスの提供を担ってきました。

平成16年には、児童虐待件数の急増等により児童福祉法が改正され、区市町村の業務として児童相談への対応が法律上明確化されるとともに、児童虐待の通告窓口として位置づけられたことを受け、子ども家庭支援センターは住民に身近な窓口として、子どもに関するあらゆる相談への対応や、児童虐待の未然防止・早期発見に取り組んできました。

しかし、近年、核家族やひとり親家庭の増加、地域コミュニティの希薄化など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、児童相談も複雑多様化しています。それに伴い、子どもに対する支援の役割・責務の強化が、基礎的自治体である区に求められるようになりました。こうした状況を背景に、国は児童虐待について迅速・的

確な対応を行うため、平成 28 年 6 月に児童福祉法を改正し、特別区においても児童相談所の設置が可能となりました。

さらに、平成 29 年 8 月には国から『新しい社会的養育ビジョン』が示され、社会的養育の充実に関する方針が示されたところです。

また、特別区においては、区の児童相談所を設置することは自治権拡充の中におけるかねてからの悲願であり、次のような経過をたどっています。

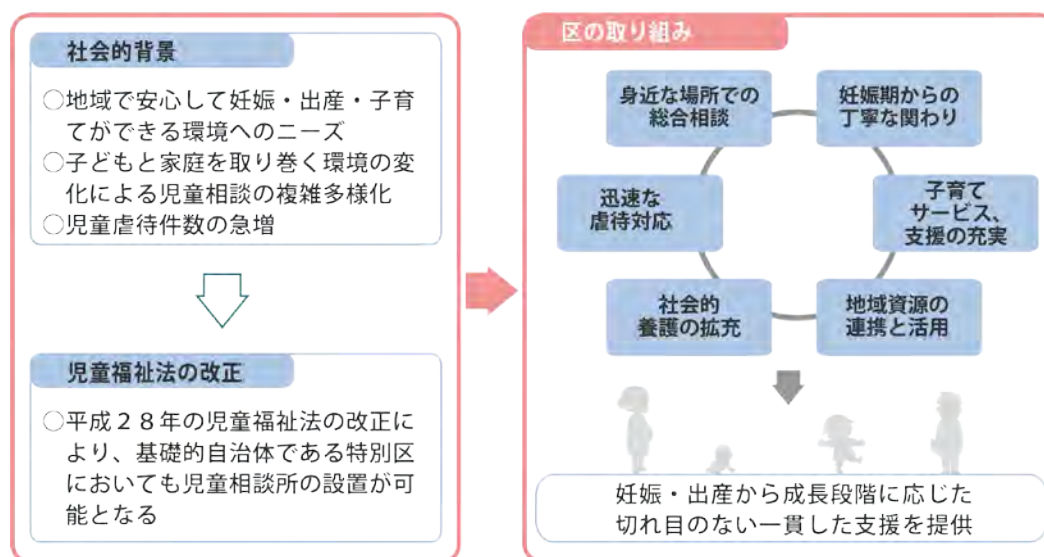
昭和 60 年に新しい都制度のあり方における「都区制度改革の基本的方向」として、都と特別区は、共同で国等に対し法改正の働きかけを進め、住民に身近な事務として児童相談所に関する事務の移譲を含む 24 事業を特別区が処理することに合意しました。

その後、国との折衝の中で、児童相談所に関する事務は、移管が困難と判断される事務の一つとされたことを受けて移管を断念するものの、平成 20 年に都区のあり方検討委員会幹事会で、児童相談所設置などに関する事務について、特別区へ移管する方向で都区が一致し、都に移管を含めた体制のあり方検討を粘り強く求めてきました。

区においても、基礎的自治体の強みを活かし、関係機関と連携した切れ目のない一貫した支援を行うために、都との検討と並行し、児童相談所移管に係る方針検討と庁内の横断的調整をするために、平成 25 年に「板橋区児童相談所移管に係る検討会」を設置し、具体化に向けた検討を進めてきました。

この検討会において、「基本構想」を策定し、都の児童相談業務と区の身近な子育て支援業務を併合したうえで、権限と責任の所在を一元化し、従来の児童相談所業務にはなかった早期からの一貫した支援や迅速性を実現するための総合支援センターの基本方針や施設整備の基本的な考え方を示しました。

図 I-2 児童相談所設置の背景と区の実行方針



### 3 板橋区の子ども・子育て支援と基本計画の位置付け

将来の板橋区の望ましいまちの姿を示した区政の長期的指針である『板橋区基本構想』での将来像「未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”」を実現するため、平成28年1月に策定した区政全般にわたる総合的な計画である『板橋区基本計画2025』では、子育て分野の方向性として、「子どもの成長を切れ目なく支援するため、児童虐待や子どもの貧困などの課題解決に向け、関連機関と連携した取り組みの強化」を示しています。

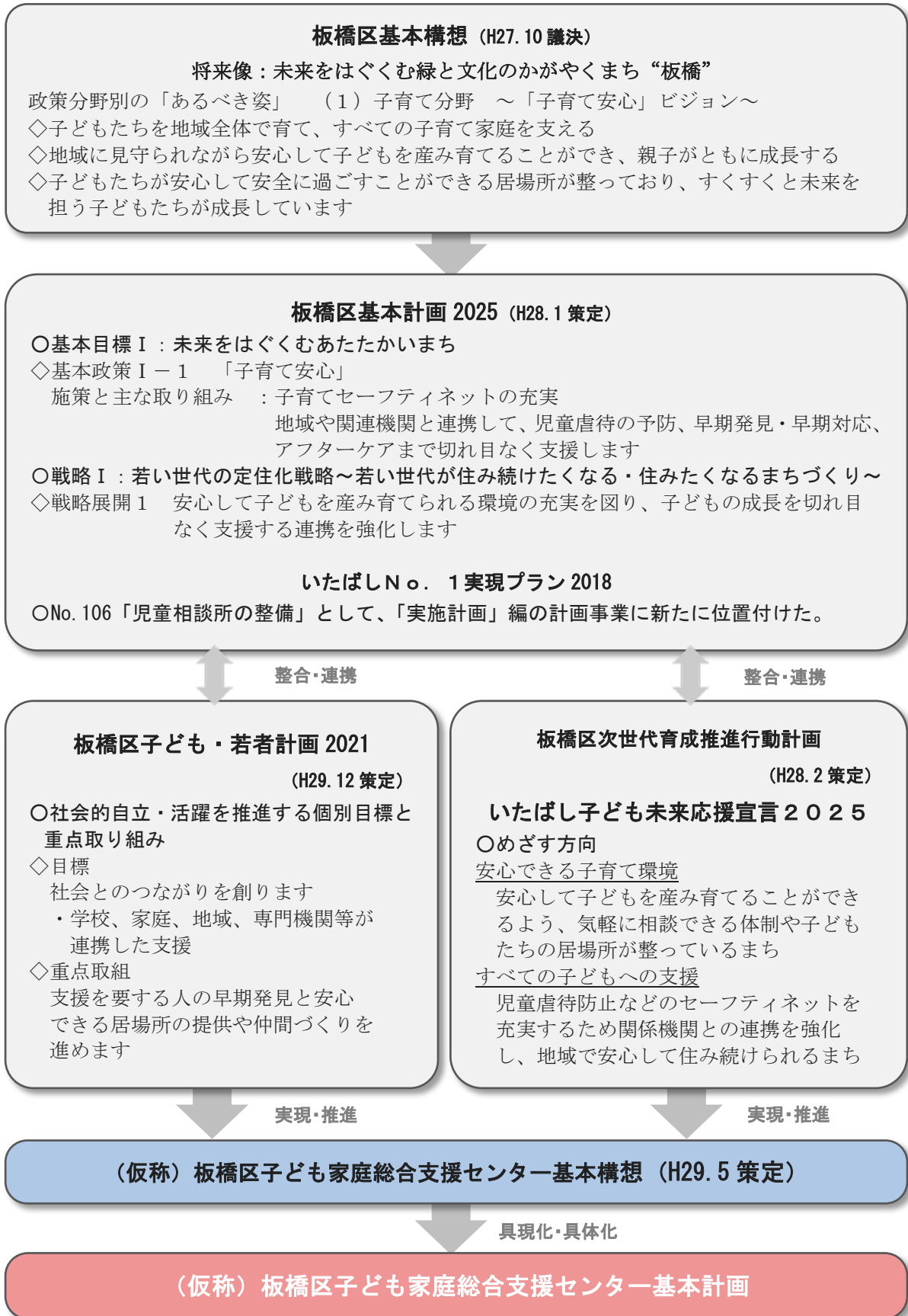
その未来創造戦略の一環として掲げた「安心して子どもを産み育てられる環境の充実を図り、子どもの成長を切れ目なく支援する連携を強化」するため、『いたばしNo.1 実現プラン2018』において、「児童相談所の整備」を平成29年度から計画事業に位置付け、検討・準備を進めてきました。

また、『板橋区次世代育成推進行動計画 いたばし子ども未来応援宣言2025』では、「安心して妊娠・出産、子育てできるまち」、「すべての子どもが健やかに育つまち」を、『板橋区子ども・若者計画2021』では、学校、家庭、地域、専門機関等が連携した支援を目標としています。

これら関連する計画・方針と連携し、かつ整合性を図りながら、虐待や子育てに不安を感じている保護者への相談体制を充実させ、安心して子どもを産み育てることができ、すべての子どもが健やかに成長できるまちの実現と、「基本構想」で掲げた「すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する 子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点」という基本方針を、本基本計画にて具体化します。



図 I-3 (仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター基本計画の位置付け



## 4 (仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター基本構想の概要

### ○基本方針

#### めざす姿

すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する  
子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点

#### 3つの視点

- ・子育ての不安を緩和し、地域の子育てを支援します。
- ・特別な支援が必要な家庭に、専門的な支援を行います。
- ・地域ぐるみで育て、見守る「地域の子育て」支援体制を推進します。

安心して子どもを産み育てることができ、すべての子どもが健やかに成長できるまちの実現に向け、虐待や子育てに不安を感じている保護者への相談体制を充実させるとともに、基礎的自治体である区の強みを活かし、関連機関と連携した切れ目のない一貫した支援を行います。

### ○基本的な取り組み

基本方針及び児童相談行政における現状と課題を踏まえ、次の3つとします。

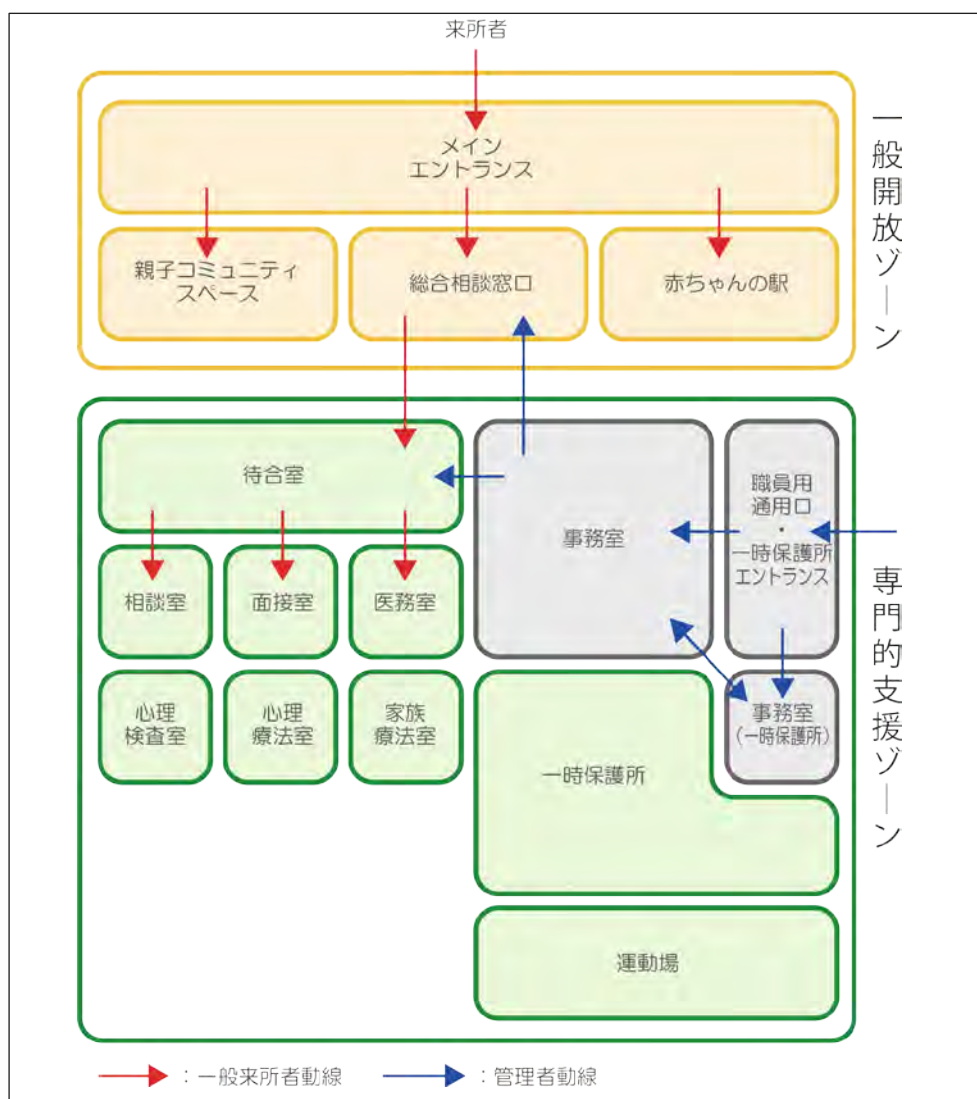
- ・子育てしやすく安心な環境の提供
- ・特別な支援が必要な家庭への支援
- ・「地域の子育て」支援の推進

### ○施設整備の考え方

施設整備にあたっては、次の点について配慮を行います。

- ・ 子どもや来所者の安心・安全への配慮
- ・ 明るく温かみのある環境の整備
- ・ ユニバーサルデザインへの配慮
- ・ 環境への配慮、コスト削減の実践
- ・ 周辺地域への配慮

図 I-4 諸室間の基本的な考え方



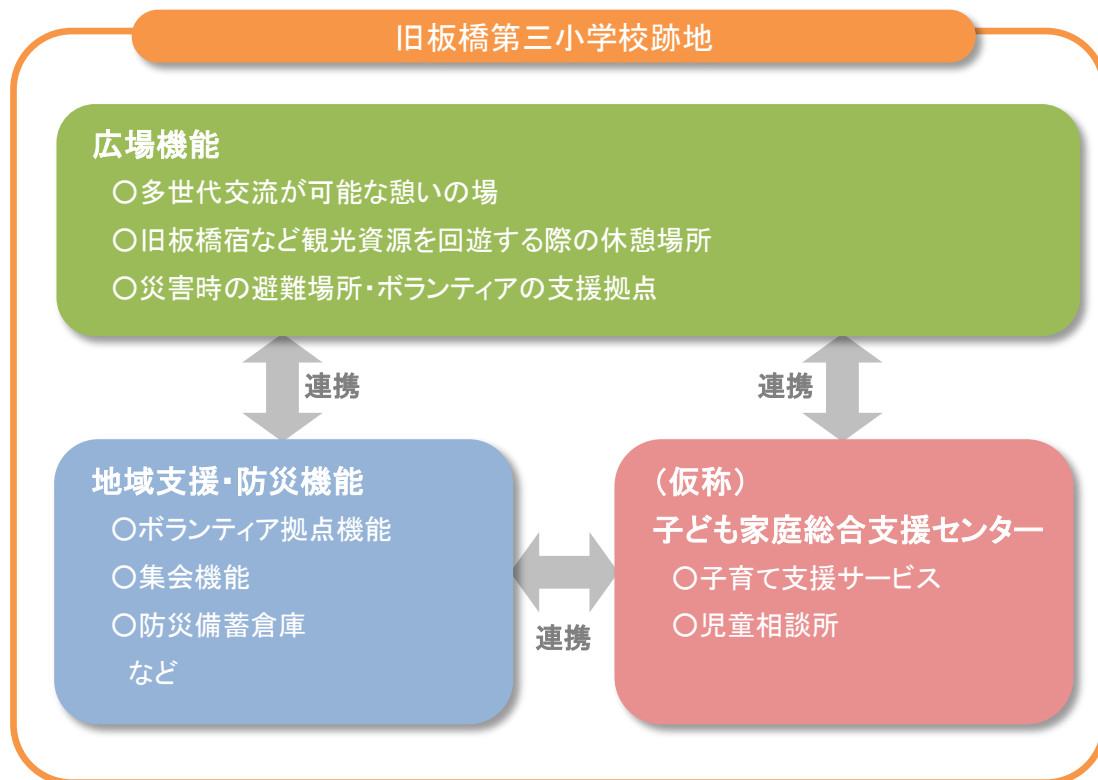
## 5 設置場所の選定及び整備の方針

総合支援センターの設置場所は、旧板橋第三小学校（板橋区本町2-4-1）とします。

設置場所の選定については、開設可能時期、施設規模、区役所本庁舎や警察署等の関係機関との連携の有効性などを総合的に勘案し、旧板橋第三小学校の敷地の一部を利用して設置することとしました。

なお、この用地は、「公共施設等の整備に関するマスタープラン」において、全区的な行政需要と敷地全体の活用について検討することとしており、法改正を受けての児童相談所の設置という需要に優先的に対応するとともに、地域が有する課題である防災性の向上などを考慮した全体的な活用を図っていきます。

図 I-5 旧板橋第三小学校跡地利用のイメージ



## II 施設の機能と事業方針

### 1 施設整備の目的

総合支援センターを乳幼児から青少年を含む幅広い年代の子どもと家庭、地域の子育て機能を総合的に支援する拠点と位置づけ、必要なサービスや地域の社会的資源と有機的につなぐ支援拠点として、子育て支援を担う多様な担い手と連携・協働を密にすることで、板橋の宝である子どもたちを地域全体で育て、すべての子育て家庭を支えていきます。

安心して子どもを産み育てることができ、すべての子どもが健やかに成長できるまちの実現に向け、虐待や子育てに不安を感じている保護者への相談体制を充実させるとともに、基礎的自治体である区の強みを活かし、関連機関と連携した切れ目のない一貫した支援を行うために、総合支援センターを設置します。

### 『(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター』の基本方針

#### めざす姿

すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する  
子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点

#### ○区が児童相談所を設置する効果を活かします

基礎的自治体である区が児童相談所を設置するというメリットを活かし、児童相談所を中心に子どもと関わる様々な関係機関が連携する体制を構築し、『妊娠・出産期から一貫した切れ目のない支援』をめざします。

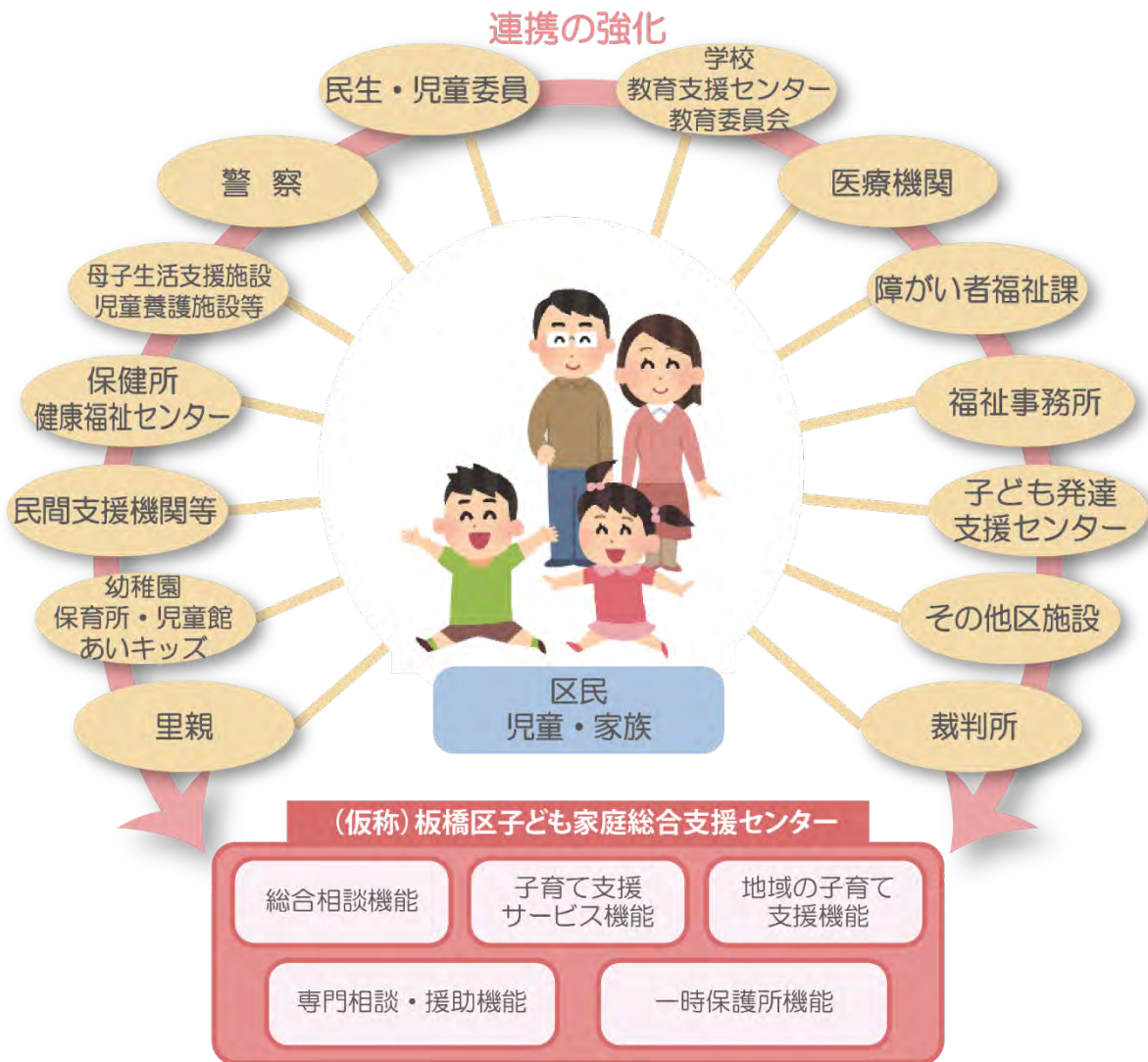
#### ○専門職員がひとつの建物に集まる効果を活かします

これまで区が担ってきた身近な子育て相談と都が担ってきた専門相談を統合することを活かし、『相談のワンストップ化』『迅速できめ細やかな支援』を図ります。

#### ○地域の力を活かします

地域の養育力の向上を図ることで、地域ぐるみで育て・見守る「地域の子育て」支援を推進します。また、切れ目のない支援の仕組みを構築し、子育て・家庭支援のサポートに取り組みます。

図Ⅱ-1 関係機関との連携のイメージ



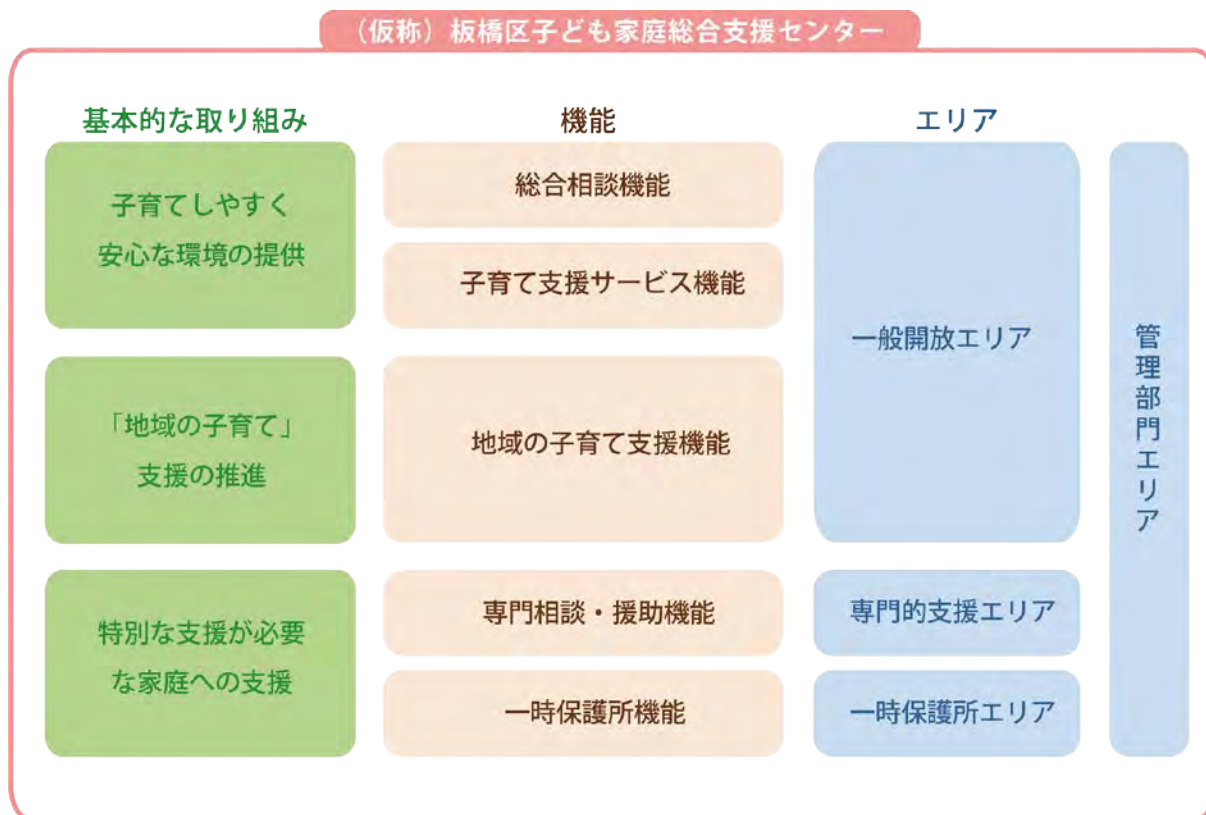
総合支援センターは、区民や児童・家族からの相談・要望などを関係機関と情報共有し、地域の子育てをサポートするとともに、専門的なバックアップについて、これまで以上に迅速かつ十分な連携を図っていきます。

## 2 施設の機能

総合支援センターは、児童相談所及び子ども家庭支援センターを併合した施設であり、児童相談所で行う、相談・判定、一時保護に加え、子ども家庭支援センターで行う、子育て支援、サービス調整を行うことから、利用者の特性を踏まえ、提供するサービス形態や内容に応じたエリアを形成します。

基本構想で掲げた3つの基本的な取り組みを実現するため、5つの機能を持たせ、4つのエリアで総合支援センターを構成します。

図Ⅱ-2 施設の機能のイメージ



### 3 各機能で展開する事業

総合支援センターの3つの基本的な取り組みとして行う主な方針・事業について、5つのそれぞれの機能ごとに例示します。

なお、児童相談所を設置する市が行うこととされている、そのほかの事務については、都との移管に向けた協議と合わせ、区の関係所管で実施のための検討を進めていきます。

#### (1) 子育てしやすく安心な環境の提供

##### ① 総合相談機能

子ども家庭支援センターで現在行っている「子どもなんでも相談」機能を継続し、18歳未満の子どもについて、子ども自身や保護者からの子育ての相談に応じます。

また、それぞれのニーズを把握した助言を行い、施設や事業等を適切・円滑に利用できるように支援するため、相談窓口を一本化し、職員間の連携を図ります。



#### ○方針

##### ・相談窓口の一本化

現行の都と区の二つの機関の相談窓口を一本化し、時間的ロスや認識の温度差を解消し、区民にとって分かりやすい相談ルートの確立を図ります。

##### ・来所者の対応

エントランスに総合相談案内を配置し、様々な相談内容に応じた、必要なサービス提供や専門相談ができるように案内します。

##### ・連携の発揮

特別な支援が必要なケースについては、総合相談案内から専門相談部門へスムーズにつなぎ、職員間の連携を発揮しながら、個々の相談に迅速かつ柔軟に対応できる環境を整備します。

#### ○事業

##### ・子どもなんでも相談

子育ての不安や悩み、困っていることや、わからないことなど、子育てに関することについて幅広く相談に応じます。相談内容によって保健、保育、心理、福祉などの専門スタッフが対応します。



### ・妊婦・出産ナビゲーション事業

妊娠届出をしたすべての妊婦に対し、保健師または助産師による面接を行うことで、心身の状態や家庭の状況、子育て支援のニーズ等を把握し、出産・育児の不安を解消します。母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、支援を必要とする場合には、支援機関に直接つなぎます。また、面接を受けた方に対して、育児パッケージを活用し、区全体で子育てを応援するというメッセージを子どもを授かったすべての家庭に届けます。

### ・子ども発達支援センター専門出張相談窓口

発達の偏りや遅れに心配のある乳幼児及び概ね 15 歳までの児童とその家族に対し、発達障がいの特化した専門相談窓口を設置することにより、本人及び保護者に対する発達障がいの早期発見、早期支援の充実を図ります。

## ② 子育て支援サービス機能

すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスを提供します。

### ○事業

#### ・赤ちゃんの駅

乳幼児を連れての外出の際に、気軽にオムツ替えや授乳に利用できるよう、区内の保育所・児童館・民間商業施設などを「赤ちゃんの駅」に指定し、子育てしやすい環境づくりを推進します。



#### ・子育て情報ブック

妊娠・出産、乳幼児期から就学まで、育児と健康をサポートする事業を紹介します。

#### ・すくすくカード

育児不安・負担の軽減、リフレッシュ等の外出機会の促し等、子育てしやすい環境づくり推進のためのサービスを提供します。

#### ・ショートステイ、トワイライトステイ

保護者が病気や出産、仕事などにより、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、区が委託する施設で短期利用の養育事業を実施し、子育てを支援します。

### ・育児支援ヘルパー

妊娠中及び1歳未満の乳児のいる家庭で、家事や育児の援助を必要とする場合にヘルパーを派遣し、保護者の負担軽減を図ります。

### ・ファミリー・サポート・センター事業

子育てを地域で相互援助する事業で、援助を受けたい人と援助を行いたい人が登録し、短時間の一時保育や幼稚園、保育所の送迎などの子育て支援を実施します。

### ・子育て出張相談

イオンスタイル板橋前野町及びイオン板橋店の赤ちゃんの駅において、子育てに関する出張相談を実施し、保護者の悩みや不安の解消を図ります。

## (2)「地域の子育て」支援の推進

### ① 地域の子育て支援機能

地域の養育力の向上を図ることで、「地域の子育て」支援体制を推進します。

#### ○方針

##### ・開かれた研修・会議部門

一般開放エリアに面して研修・会議室を配置し、地域に開かれた、誰もが「地域の子育て」に参加しやすい施設とします。



#### ○事業

##### ・子育て支援員の養成

地域の子育て力向上を目的とし、子育ての経験等を活かして子育て支援に携わりたいと希望する方を対象に、子育て支援員の養成講座を実施します。

##### ・子育て交流支援

区内の子育て支援団体と交流会等を実施し、地域の子育て団体の情報を収集するとともに、その活動を支援します。

一般開放ゾーンに子育て支援団体等の活動内容などの情報を発信する機能を持たせ、「地域の子育て」への積極的な参加を促します。

### (3) 特別な支援が必要な家庭への支援

#### ① 専門相談・援助機能

児童福祉司、児童心理司、医師などの専門スタッフが、専門的な知識や技術を要する養護・保健・障がい相談等に応じます。子どもや家庭が抱える課題や、子どもの置かれた環境やニーズに応じて、専門的な角度から調査・判定・診断し、効果的な援助を行います。



#### ○事業

##### ・養育支援訪問事業

母子保健事業との連携により、出産前から育児不安を抱えるなどの要支援家庭を早期発見し、心身の安定や育児不安の軽減を図るため、育児支援サービスへつながります。

##### ・里親制度、里親啓発

様々な事情により家庭で生活することができない子どものために、里親制度を推進し、里親の確保や支援を行います。

##### ・愛の手帳<sup>※</sup>関連事務

愛の手帳の関連事務を行います。 ※ 愛の手帳：知的障がいの方に交付される手帳

##### ・メンタルフレンド

児童のお兄さんまたはお姉さんの世代にあたるボランティアを「メンタルフレンド」として派遣し、社会性や自立性を高める支援を行います。

##### ・親プログラム

子育てに困難さを感じている保護者を対象とし、子どもや家族とのコミュニケーションに役立つ情報を学ぶ機会を提供します。

##### ・家庭復帰支援

施設入所児童について、家庭環境の改善や家庭復帰に向けての取り組みにより、早期の家庭復帰を支援します。

## ② 一時保護所機能

様々な事情で一時的に安全を確保する必要がある子どもについて、原則2か月を限度に、安心できる環境の提供と必要な支援を行います。



### ○方針

#### ・家庭的養護の推進

居室は、少人数単位の複数ユニットで構成し、家庭的な環境の実現を図ります。また、ユニット化により幅広い年齢層、特性の異なる入所者に対応できる計画とします。

#### ・プライバシーの保護

入所者の生活の拠点となる居室は2名または個室を基本とし、プライバシーへの配慮を行います。

採光、通風を確保し、閉鎖的な雰囲気とならない配慮を行いながら、目隠し等により外部からの視線を遮る計画とします。

#### ・セキュリティの確保

外部と一時保護所との間には明確なセキュリティラインを設置し、入退出管理を確実にを行います。

男子エリア、女子エリア、幼児エリア、共用エリア、管理エリアを明確に区画し、一時保護所内でのセキュリティの確保と管理のしやすさを図ります。

図Ⅱ-3 『(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター』の位置付け

『(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター』は、児童福祉法の改正により明記された「市町村子ども家庭総合支援拠点※1」と位置付け、身近な場所における支援を担う役割・責務を果たすため、必要なサービスや地域の社会資源と有機的につなぐ支援拠点として、「子育て世代包括支援センター」事業(母子保健型)※2を行っている健康福祉センターと緊密に連携し、包括的な支援の実現をめざします。

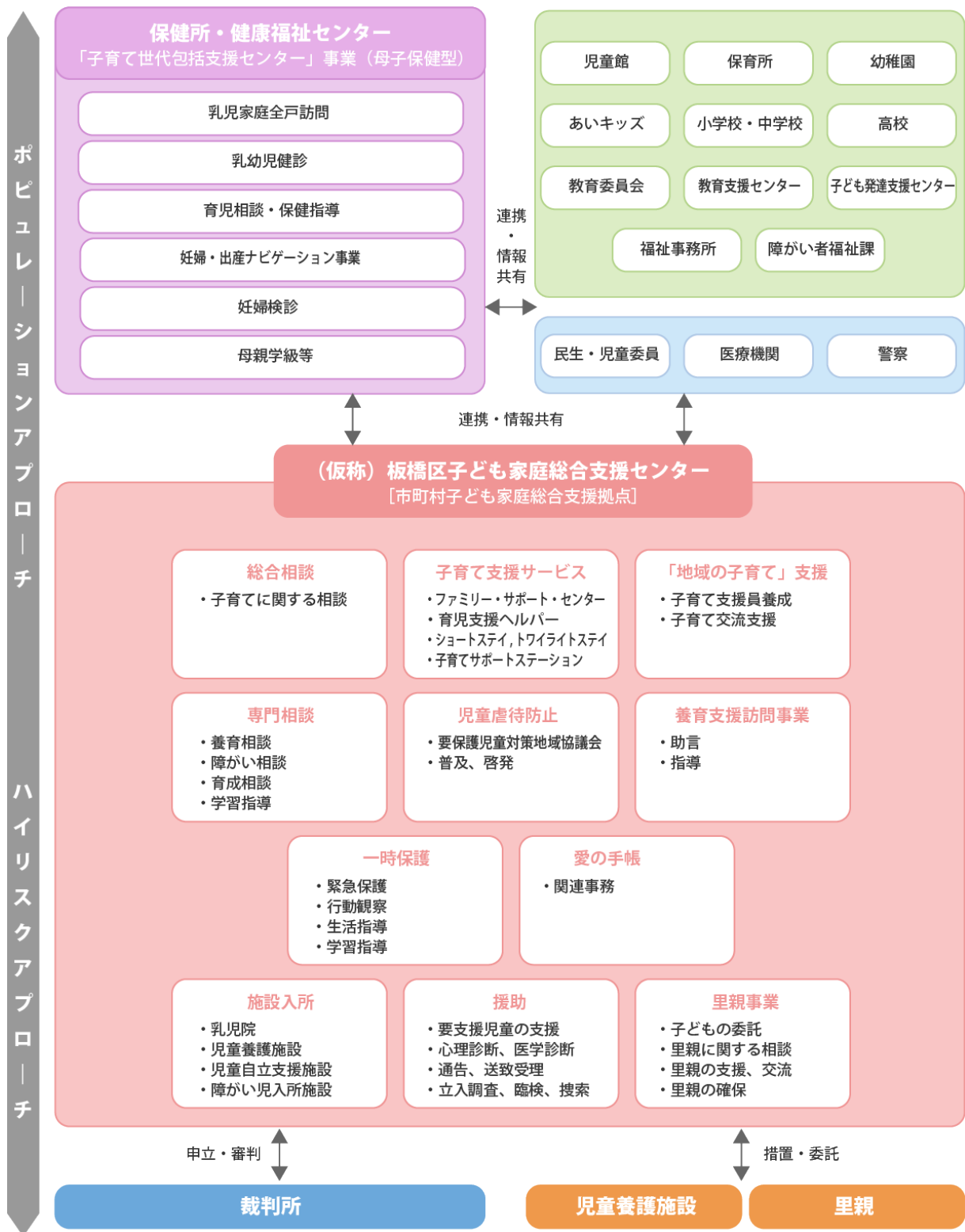
#### ※1 市町村子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点です。

#### ※2 「子育て世代包括支援センター」事業 (母子保健型)

妊娠期から子育て期にわたり様々なニーズに対して総合的な相談支援を提供する拠点で行う妊婦・出産ナビゲーション事業などをいいます。

図 II-4 実施事業及び連携のイメージ



## 4 計画敷地の概要

### (1) 設置場所及び用地概要

○設置場所 板橋区本町2-4-1 (旧板橋第三小学校)

旧板橋第三小学校敷地内の既存建物(体育館、プール及び東側校舎等)を解体し、新たな施設を整備します。

整備にあたっては、周辺が木造住宅・狭小住宅密集地域であることを考慮し、十分な環境整備を行うなど、防災及び地域の安心・安全等の観点に配慮します。

### ○用地概要

表Ⅱ-1 用地概要

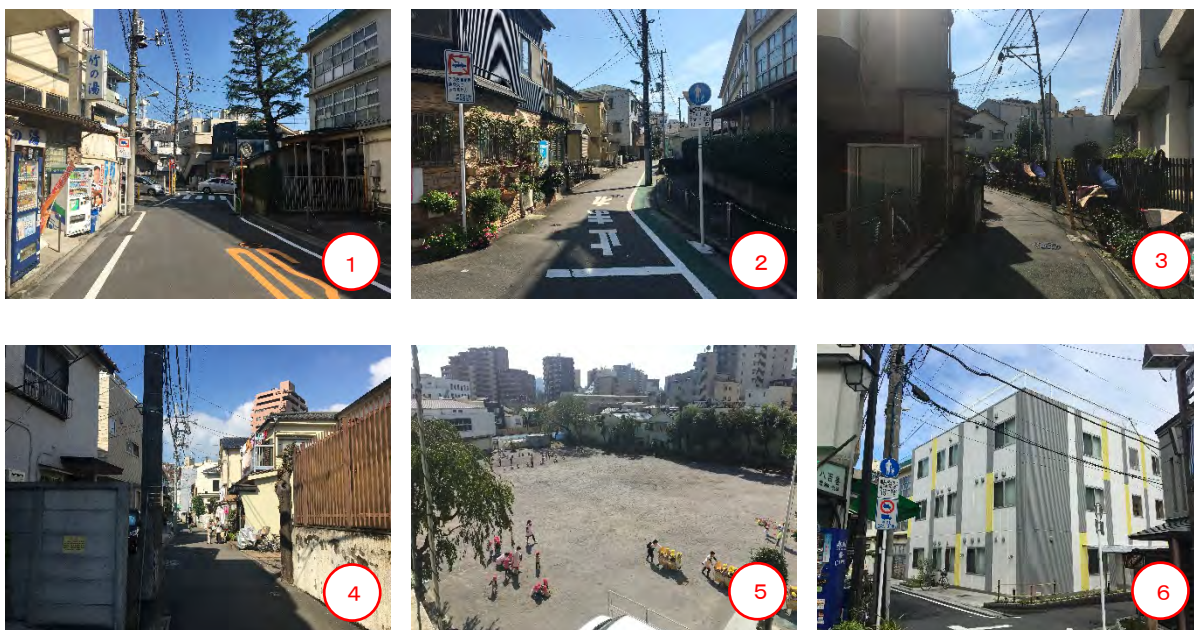
小学校跡地面積	6,272.57 m <sup>2</sup> (板橋区土地開発公社所有地 1,696.85 m <sup>2</sup> を含む)
敷地面積	未定
既存建物延床面積	4,428 m <sup>2</sup> (旧校舎、旧体育館)
現在の利用状況	公文書館、いたばし総合ボランティアセンター、いたばしポロニー子ども絵本館、板橋区保護司会更生保護サポートセンター、防災備蓄倉庫、統計係分室、板橋第三小学校・稲荷台小学校記念室、物品倉庫
用途地域	準工業地域
特別用途地域	第二種特別工業地域
建ぺい率	60%
容積率	300%
日影規制	5-3時間 測定面4m
防火地域の指定	準防火地域/新たな防火規制区域
高度地区	3.5m第三種高度地区
地区計画	旧板橋宿周辺地区地区計画(住工共存地区)、絶対高さ1.7m
景観計画区域	一般地域
埋蔵文化財包蔵地	対象外
最寄り駅	地下鉄三田線板橋本町駅/徒歩7分程度

(2) 敷地の現況

図 II-5 敷地周辺図



図 II-5 敷地周辺の状況写真



### Ⅲ 整備の基本方針

基本構想において掲げた5つの「施設整備の基本的な考え方」に、総合支援センターが備えるべき機能や整備の方向性など具体的な内容を加えるとともに、各項目について、より詳細な検討を行っていきます。

なお、施設整備において留意することとして、平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、家庭養育優先の理念等が規定されました。

この改正法の理念を具体化するため、平成29年8月に国から「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられ、児童相談所・一時保護改革、子どものニーズに応じた養育の提供と施設の抜本改革など、社会的養育の充実に関する方針が示されています。

これを受けて本計画では、基本構想で想定した施設の延床面積「約2,500㎡」を「約3,500㎡」に変更しました。

今後も国や東京都の動向を注視しながら施設整備の方向性を検討していきます。

#### 1 子どもや来所者の安心・安全への配慮

##### ○部門の特性・利用者に合わせたゾーニング

- ・気軽に相談できる、身近な子育ての相談窓口としての機能を発揮するため、一般開放ゾーンは低層階に配置し、区民に開かれた施設構成とします。
- ・専門的支援ゾーンは、一般開放ゾーンとの近接配置により連携の発揮を図ります。また、落ち着いた環境・プライバシーへの配慮が求められる諸室については、動線や配置上の配慮を行います。
- ・一時保護所ゾーンは集約して配置し、ゾーンとしてプライバシー、セキュリティに配慮できる施設構成とします。



##### ○来所者同士のプライバシーへの配慮する

- ・プライバシーへの配慮が必要な部門については、来所者同士が顔を合わせにくい動線・待合の配置計画とします。
- ・相談室等の音漏れに配慮した計画とします。

##### ○来所者が安心できる相談窓口の整備

- ・総合相談案内のほか、隣接して気軽に相談ができる相談ブースを設置します。
- ・事務室に隣接し、職員と来所者の入室動線を分離した面接室を設置します。



**○保護児童が安心できる生活空間の整備** ←5)を一緒にする

- ・一般来所者とは分離した動線（廊下・階段・エレベーター）を設置します。
- ・一時保護所の屋外施設には外部からの視線を遮断する目隠し・囲障を設置します。

**○保護児童のプライバシーの配慮**

- ・保護児童それぞれのプライバシーに配慮し、男女の居室は共用エリアを明確に区画し独立性を確保します。

**○子どもや来所者の安心・安全を支える職員の職場環境の整備**

- ・事務スペースは、職員間の連携を促し、チームワークが発揮できる構成とします。
- ・様々な会議・研修を行うスペースを確保します。
- ・職員の心身の健康に配慮した職場環境を整備します。

**2 明るく温かみのある環境の整備**

**○自然に触れることができる環境を確保する**

- ・採光、通風を確保し、日常的に外部環境に接することができる施設とします。
- ・屋外テラス等の設置を積極的に検討します。



**○利用者のところに寄り添うやさしい空間**

- ・利用者の心理的な状況に配慮し、温かみのあるデザイン、色彩計画とします。
- ・子どもの施設として、キッズコーナーや親子でくつろげるスペースを配置します。

**○落ち着いた一時保護の生活環境を整備する**

- ・保護児童の個人スペースである居室エリアと共用スペースである日中活動エリアを明確に区分し、環境を変えることにより生活のメリハリが生まれる居住環境を整備します。
- ・居室エリアは男女別、年齢構成別のユニット構成とし、家庭的なスケールの空間と設備を整えます。

**○安心・安全な生活環境を整備する**

- ・保護児童が生活する共用スペースは、事務・宿直室から職員が目が行き届くように配慮します。
- ・窓からの転落や無断外出等、衝動的な行動心理に配慮します。
- ・施設内全面禁煙とし、受動喫煙防止対策を図ります。

### 3 ユニバーサルデザインへの配慮

#### ○子どものスケールに合わせた空間づくり

- ・手摺、手洗い、カウンター、サインの高さなど子どものスケールに合わせた施設整備を行います。
- ・段差の解消、十分な廊下幅・扉幅など、すべての部分で車椅子での利用を前提とした計画とします。



#### ○選択性のある施設づくり

- ・子どもは年齢による体格の差が大きいことを考慮し、すべての利用者に対応することが難しい部位は選択性のある設備を整備します。
- ・年齢、障がいにより利用方法が異なるトイレなどは、様々なバリエーションを複数整備します。

#### ○ユニバーサルデザインに配慮した施設整備

- ・施設出入口には大きな車寄せを設置し、すべての利用者をスムーズに建物に誘導します。
- ・様々な利用者を想定したわかりやすい誘導表示を整備します。

### 4 環境への配慮、コスト削減の実践

#### ○自然エネルギーを活用し、環境に配慮する

- ・太陽光パネルを設置します。
- ・トイレの洗浄や植栽への散水に利用できる雨水利用を検討します。
- ・自然採光、自然通風を確保し、省エネルギーを図ります。
- ・建物の高断熱化により、空調負荷を軽減します。



#### ○メンテナンスが容易な材料・機器を選択する

- ・一時保護所の居室は一室単位で機器の更新・保守が可能な個別空調方式を採用します。
- ・外壁やガラス面の清掃性に配慮し、雨だれによる汚れを防止する庇やバルコニーを設置します。
- ・清掃性に配慮した形状やメンテナンスの容易な材料を積極的に採用します。

### ○将来の機能向上に柔軟に対応できる施設

- ・間仕切り壁は乾式工法を採用し、将来のレイアウト変更に柔軟に対応できる施設とします。
- ・フリーアクセスフロアの採用により、家具等の模様替えにフレキシブルに対応できる施設とします。

## 5 周辺地域への配慮

### ○近隣への影響を抑えた建物配置

- ・近隣の住宅と十分な離隔距離を確保することで、相互の視線の影響を軽減しプライバシーを確保します。
- ・近隣に日影が極力生じないように建物を配置します。



### ○周辺環境との調和

- ・自主管理通路と一体的にポケットパークを整備し、地域住民が慣れ親しむ憩いの場を創出することで地域に溶け込む施設を整備します。

### ○施設の特性と周辺地域への配慮

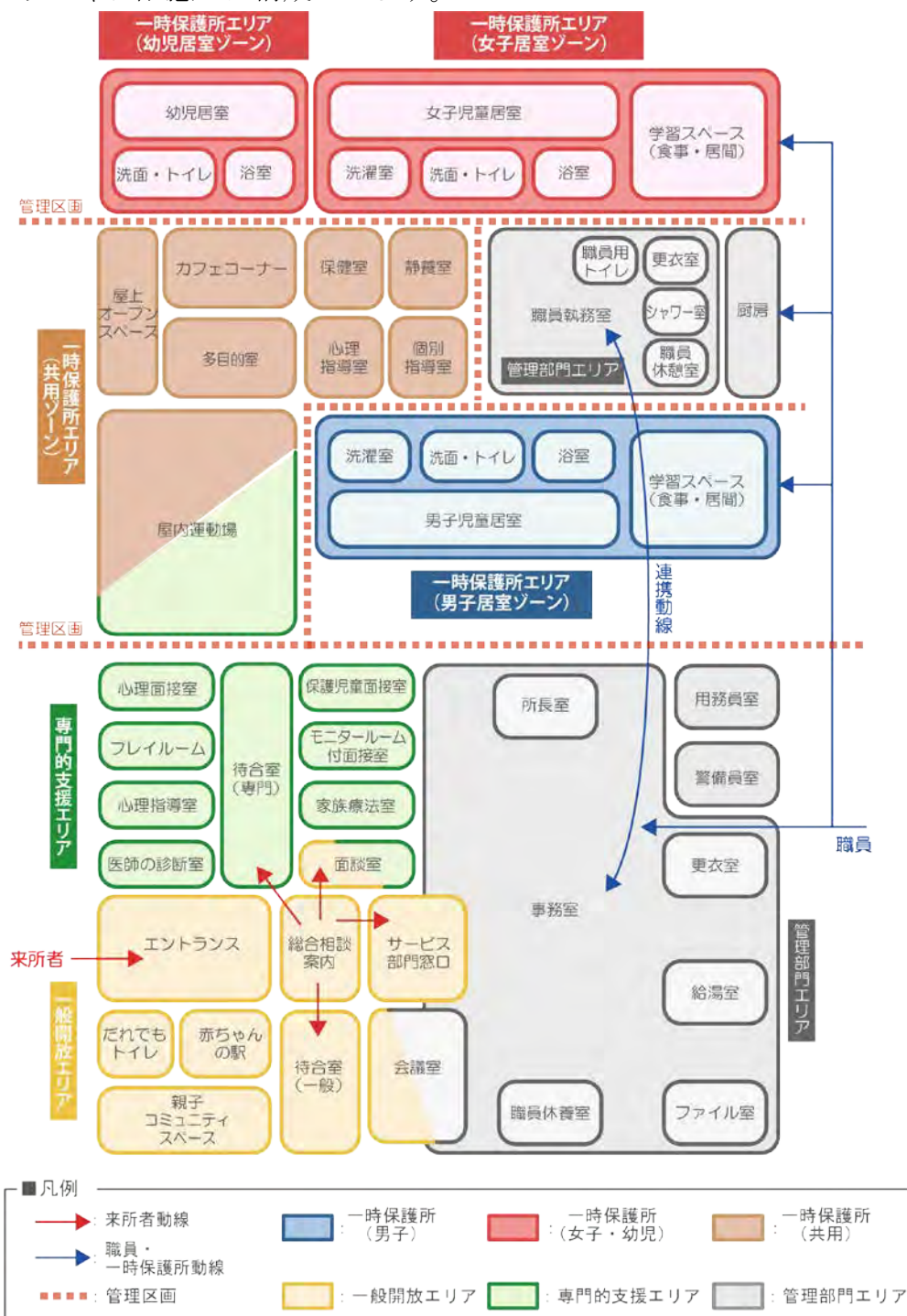
- ・保護受入れ等の車両動線は、夜間の受入れ等もあることから、近隣への騒音や安全に配慮します。
- ・保護児童の出入口は、周辺地域に対する視線に配慮し、目立たない位置に設置します。また、警察車両の寄付きは周囲から閉ざしたスペースを確保します。
- ・屋上オープンスペースは周囲への騒音やプライバシーの確保が懸念されるため、周囲に植栽帯や囲障を設置し、視線の遮断と騒音の軽減を図ります。



## IV エリアのイメージ

### 1 エリア構成図

部門の特性・来所者に合わせ、一般開放エリア、専門的支援エリア、一時保護所エリアを配置します。一般開放エリアと専門的支援エリアは近接配置し、連携を図ります。一時保護所エリアは、一般来所者と動線を分離し、プライバシーとセキュリティに配慮した構成とします。



## 2 一般開放エリア

### ○ 概要

総合相談案内や面談室のほか、一般開放された親子コミュニティスペースを備え、地域に開かれた子育て支援施設として、気軽に相談できる身近な相談機能や、来所者同士や地域住民・ボランティアとの接点を生み出す場を提供します。

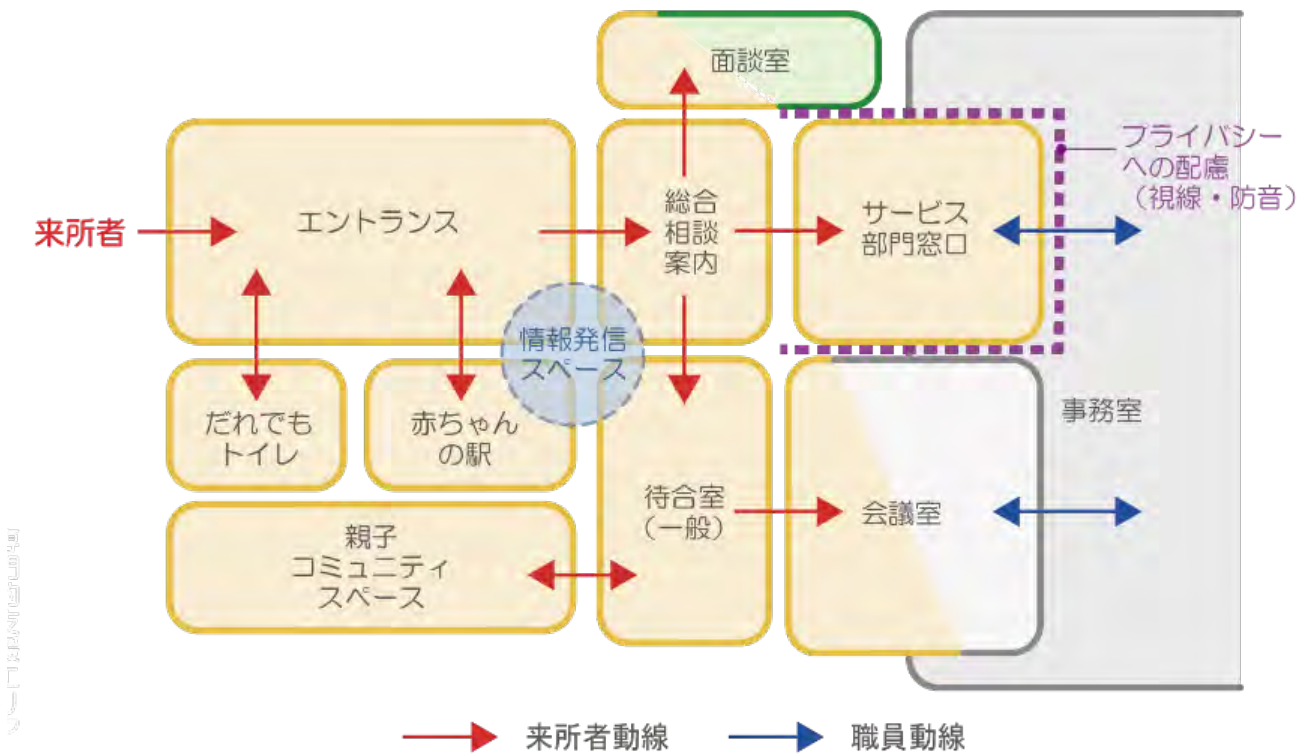
### ○ 配置の考え方

来所者がアクセスしやすいエントランスに近い位置に配置します。

### ○ 必要諸室

室名	概要
総合相談案内	来所者の相談目的に合った部門への案内を行う
サービス部門窓口	各種事業・サービスの受付や窓口対応を行う
待合室（一般）	一般来所者の待合室
面談室	来所者の相談・面談を行う
親子コミュニティスペース	来所者の休憩や交流のためのスペース 来所者や地域向けの各種情報発信を行う
赤ちゃんの駅	オムツ替えや授乳のためのスペース
だれでもトイレ	高齢者、障がい者の利用に配慮した来所者用のトイレ
トイレ（男）・（女）	来所者用の男子トイレ・女子トイレ

○ 関係図



### 3 専門的支援エリア

#### ○ 概要

各種面接室・検査室等を設置し、相談機能のほか、施設特有の様々な利用者に柔軟に対応できる、判定・検査・診断機能を備え、必要な援助を行います。

#### ○ 配置の考え方

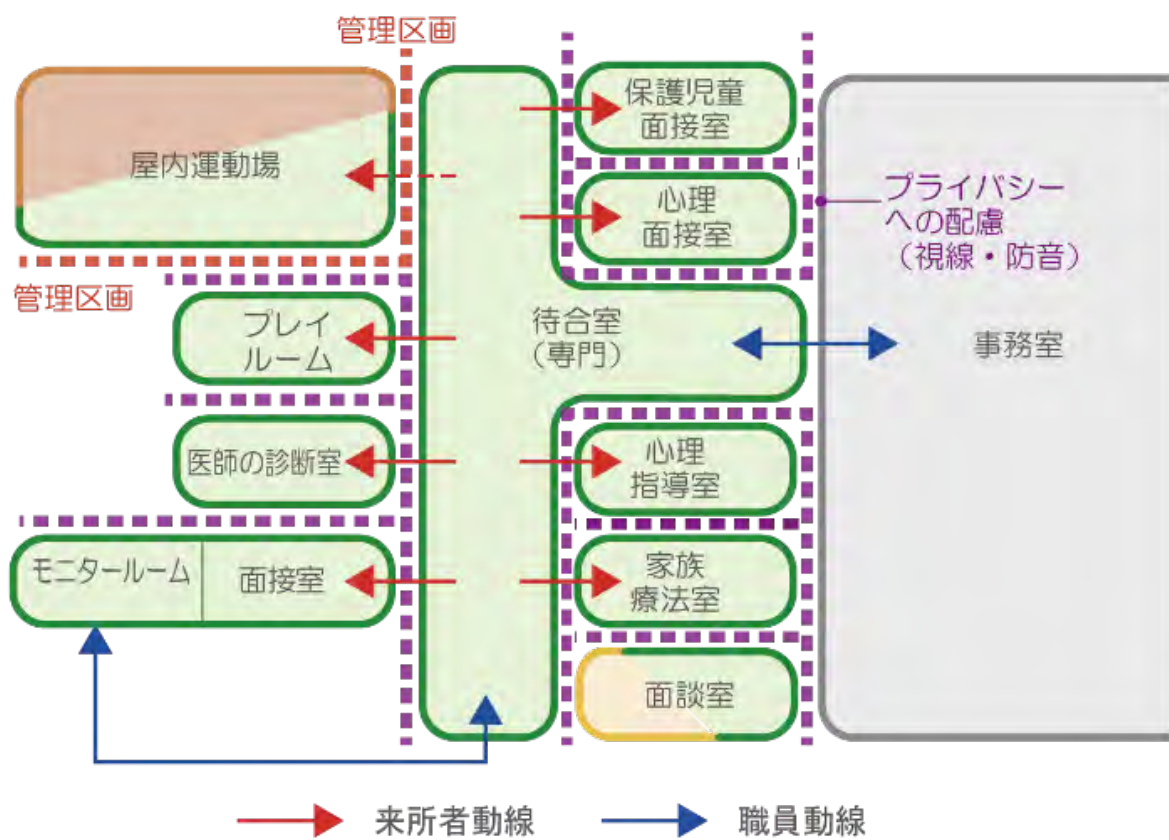
各部門間の連携や関係機関との連携が求められる相談機能は、初めての来所者でも分かりやすく・受け入れやすい位置に配置し、プライバシーや心理状況に配慮が求められる判定・検査・診断機能は落ち着いた環境を確保します。

#### ○ 必要諸室

室名	概要
待合室（専門）	専門相談の待合室
心理面接室	心理検査、心理面接、発達検査を行う
モニタールーム 付面接室	被害確認面接等を行う
プレイルーム	プレイセラピー、幼児同伴面接、一時保育室、メンタルフレンドの活動スペース
心理指導室	箱庭治療を行う
医師の診断室	医師による医学診断、相談を行う
家族療法室	家族関係を修復するため親子が生活を共にする 養育力に不安がある保護者の指導を行う
保護児童面接室	保護児童の入所時の面接を行う
屋内運動場	保護児童の運動スペース
用具収納倉庫	各種運動用具の収納庫



○関係図



## 4 一時保護所エリア

### ○ 概要

概ね2歳から18歳未満の子どもを対象に、様々な事情により必要と認められた場合、子どもを一時保護し、原則2ヶ月間を限度に、生活を保障します。また、生活指導や学習指導、行動観察を通し、その生活を援助します。

### ○ 配置の考え方

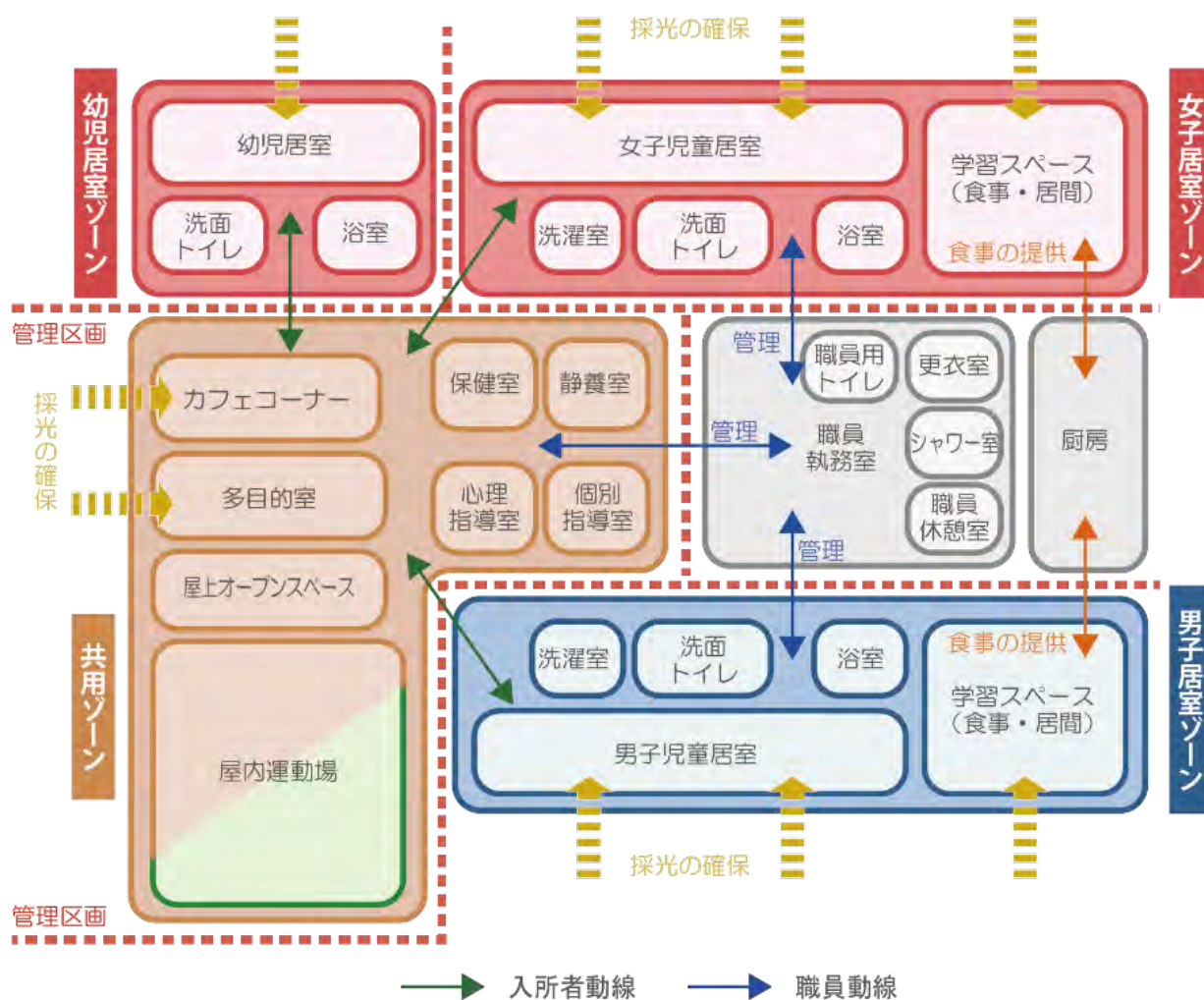
保護児童のプライバシー・安全に配慮し、男女の居室は共用エリアを境に明確に区分して独立性を確保します。また、日中に活動するエリアと区画することで、メリハリのある生活を送れるよう諸室の配置を検討します。

### ○ 必要諸室

室名	概要
児童居室	保護児童の就寝、学習等の生活のためのスペース
洗面・浴室・トイレ	保護児童用の洗面・浴室・トイレ
学習スペース	保護児童用の学習スペース
洗濯室	保護児童が使う洗濯機・乾燥機置場
心理指導室	心理的に不安定な児童、集団生活になじまない児童、発達に課題がある児童等に個別に対応する
個別指導室	集団生活を乱す児童、他児童を傷つける児童、重大事件の触法少年、深夜入所の児童が生活する
保健室	体調不良の児童の経過観察を行う
静養室	感染症に罹患した児童を隔離する
多目的室	集団学習、制作活動、遊び等に利用する
カフェコーナー	職員が保護児童との交流を通し、児童の理解と支援を図る
職員執務室	職員の執務室
職員休憩室	仮眠ができる職員用の休憩室
シャワー室 (男)(女)	職員用の男子シャワー室・女子シャワー室
職員用トイレ(男)(女)	職員用の男子トイレ・女子トイレ
更衣室(男)(女)	職員用の男子更衣室・女子更衣室

室名	概要
倉庫	保護児童用の衣類他、生活必需品を保管する
屋上オープンスペース	屋内運動場を補完する多目的スペース

○関係図



## 5 管理部門エリア

### ○ 概要

施設運営に係る各種機能を備え、職員の連携・協働体制を支え、専門的技術を研鑽できる研修・教育機能の充実を図ります。また、職員の働きやすい環境を整備します。

### ○ 必要諸室

室名	概要
所長室	子ども家庭総合支援センター長の執務室（スペース）
事務室	職員の執務室
会議室	各種職員向けの会議のほか、関係機関・地域との会議や研修会を開催する
ファイル室	ケースファイルを保管する
児童所持品保管室	保護児童の所持品を保管する
宿直室	当直職員が執務する室
調理室	保護児童及び一時保護所職員の食事を調理する
調理員室	調理員の更衣、休憩等の控室
用務員室	用務員の更衣、休憩等の控室
警備員室	施設警備員の控室
職員休養室（男）（女）	職員用の休養室
更衣室（男）（女）	職員用の男子更衣室・女子更衣室
給湯室	来客用及び職員用の給湯室
倉庫（会議室備品用）	会議室の備品を保管する
倉庫（事務用品用）	施設の備品類を保管する
倉庫（児童票保管室）	終了したケースファイルを保管する
職員用トイレ（男）（女）	職員用の男子トイレ・女子トイレ
ゴミ集積場	施設から出されるゴミを集積する

## V 施設整備計画

## 1 規模算定の根拠

## (1) 各エリアの構成と面積例

基本構想に示された主な諸室の他、必要となる諸室とそれらの必要面積を例示し、想定される施設の規模を算定しました。

①一般開放エリア 計 197.1 m<sup>2</sup>程度

諸室構成内容	利用人数 (人)	想定面積 (m <sup>2</sup> )	備考
総合相談案内	1	10.8	
サービス部門窓口	5	38.0	
一般来所者用待合室	12	17.4	
面談室(1)	12	22.0	
面談室(2)(3)	12	21.0	各室6人利用、10.5 m <sup>2</sup> ×2室
親子コミュニティスペース		32.4	
赤ちゃんの駅	2	15.0	
だれでもトイレ	1	6.5	職員用を兼ねる
トイレ(男)(女)		34.0	(男)16.0 m <sup>2</sup> 、(女)18.0 m <sup>2</sup>

②専門的支援エリア 計 665.7 m<sup>2</sup>程度

諸室構成内容	利用人数 (人)	想定面積 (m <sup>2</sup> )	備考
専門相談来所者用待合室	15	21.0	
心理面接室(1)(2)		24.0	(1)6人利用10.5 m <sup>2</sup> (2)4人利用13.5 m <sup>2</sup>
モニタールーム付面接室	4	23.0	面接室4人、モニタールーム7人
プレイルーム(1)(2)		43.0	(1)27.0 m <sup>2</sup> 、(2)16.0 m <sup>2</sup>
心理指導室	4	9.5	箱庭の道具は別室に保管する
医師の診断室		12.2	
家族療法室		21.0	
保護児童面接室(1)(2)		19.0	各室9.5 m <sup>2</sup>
屋内運動場		393.0	用具収納庫を含む
倉庫		100.0	50.0 m <sup>2</sup> ×2室

③一時保護所エリア 計 660.7 m<sup>2</sup>程度

諸室構成内容	利用人数 (人)	想定面積 (m <sup>2</sup> )	備考
児童居室（幼児）	6	39.0	
トイレ・洗面（幼児）		21.7	
浴室（幼児）		19.4	
児童居室（児童男）1～3	6	43.2	各室2人利用、14.4 m <sup>2</sup> ×3室
児童居室（児童女）1～3	6	43.2	各室2人利用、14.4 m <sup>2</sup> ×3室
児童居室（中高男）1～6	6	50.4	各室1人利用、8.4 m <sup>2</sup> ×6室
児童居室（中高女）1～6	6	50.4	各室1人利用、8.4 m <sup>2</sup> ×6室
浴室（1）～（4）	4	28.0	各室1人利用、7.0 m <sup>2</sup> ×4室
洗面室（1）～（4）		28.0	各室7.0 m <sup>2</sup> ×4室
学習スペース（1）～（4）		81.2	各室20.3 m <sup>2</sup> ×4室
トイレ（1）～（4）	8	19.2	各所個室2室、計4.8 m <sup>2</sup> ×4か所
洗濯室（1）～（4）		28.0	各室7.0 m <sup>2</sup> ×4室
心理指導室		10.5	
個別指導室		10.8	
保健室		12.2	
静養室		10.8	
多目的室		40.5	
カフェコーナー		14.0	
職員執務室	12	41.3	
職員休憩室（男）（女）	2	13.0	各室1人利用、6.5 m <sup>2</sup> ×2室
シャワー室（男）（女）	2	8.0	各室1人利用、4.0 m <sup>2</sup> ×2室
職員用トイレ（男）（女）	2	3.0	各室1人利用、1.5 m <sup>2</sup> ×2室
更衣室（男）（女）	36	17.4	各室18人用程度、8.7 m <sup>2</sup> ×2室
倉庫		21.0	
だれでもトイレ		6.5	児童用

④管理部門エリア 計 833.4 m<sup>2</sup>

諸室構成内容	利用人数 (人)	想定面積 (m <sup>2</sup> )	備考
所長室	1	13.5	
事務室	79	288.0	
会議室(1)(2)	105	158.0	(1)80人利用 114.8 m <sup>2</sup> (2)25人利用 43.2 m <sup>2</sup>
ファイル室		43.2	
児童所持品保管室		10.8	
宿直室		10.8	
調理室		80.0	厨房、調理員室
更衣室(男)(女)	96	42.3	(男)36人分 17.1 m <sup>2</sup> (女)60人分 25.2 m <sup>2</sup>
給湯室		6.5	
倉庫		32.4	会議室備品用 18.0 m <sup>2</sup> 事務用品用 14.4 m <sup>2</sup>
倉庫(児童票保管室)		42.3	
職員用トイレ(男)(女)		34.0	(男)16.0 m <sup>2</sup> 、(女)18.0 m <sup>2</sup>
用務員室		10.8	
警備員室		10.8	
職員休養室(男)(女)		36.0	各室 18.0 m <sup>2</sup> ×2室
ゴミ集積場		14.0	

表V-1 エリア別面積表

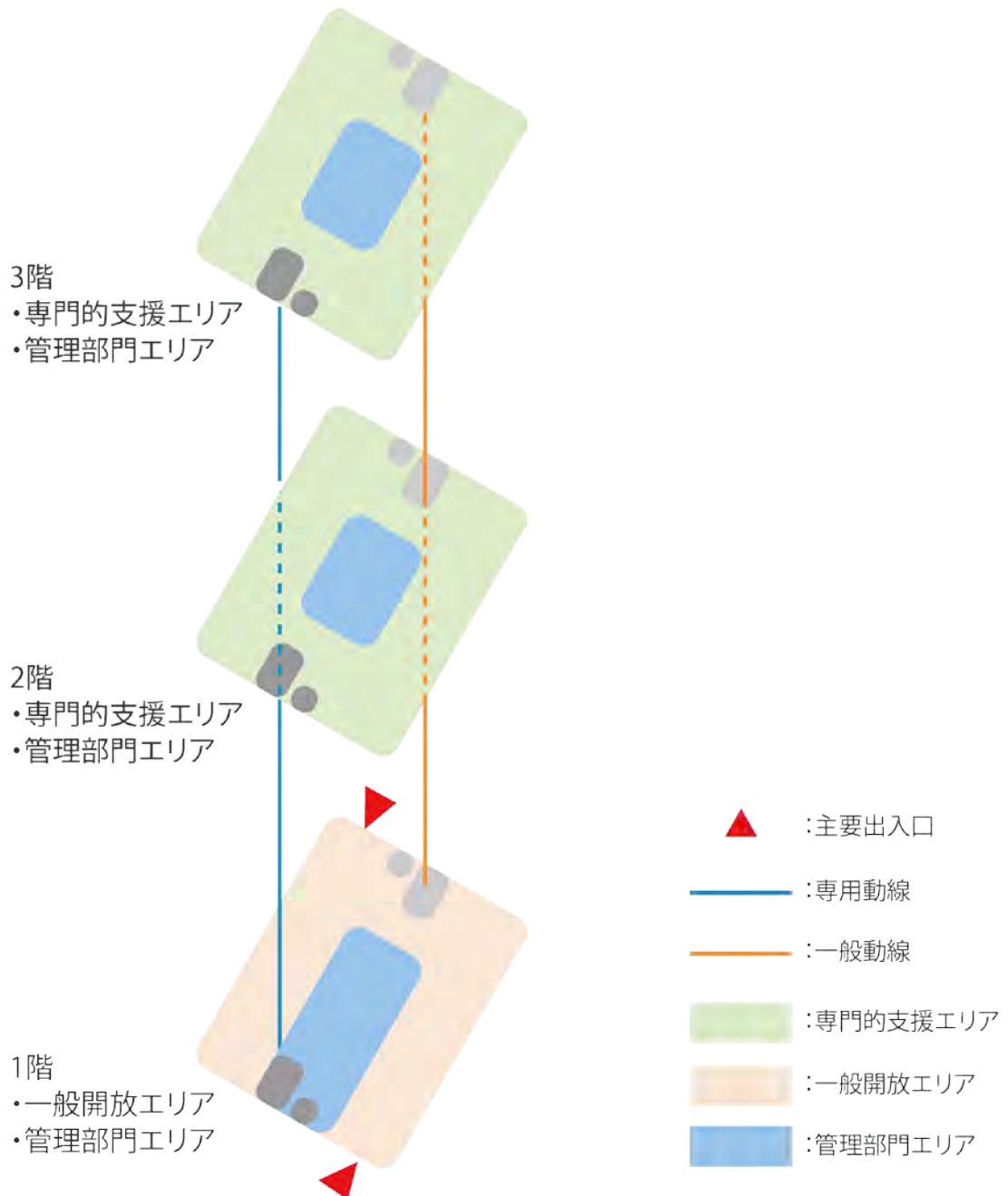
エリア	想定面積
一般開放エリア	197.1 m <sup>2</sup>
専門的支援エリア	665.7 m <sup>2</sup>
一時保護所エリア	660.7 m <sup>2</sup>
管理部門エリア	833.4 m <sup>2</sup>
共用部分	1,178.5 m <sup>2</sup>
合計	3,535.4 m <sup>2</sup>

なお、諸室構成や諸室面積等については基本設計・実施設計において詳細を検討することから、想定内容が変更される場合があります。

## 2 諸室構成

### (1) 配置積層関係図

来所者がアクセスしやすい主要出入口・エントランスに近い1階に一般開放エリアを設置し、来所者同士の接点を生み出し、地域に開かれた子育て支援施設を目指します。プライバシーの保護に配慮が必要な専門的支援エリアは2階、3階に設置します。





## (2) 各部門（諸室）の考え方

### ○一般開放エリア

総合相談案内やサービス部門窓口を設け、来所者の状況に応じた適切なサービスを案内・提供できる環境を整備します。

総合相談案内	
スタッフ配置	1名
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付カウンターを設置し、来所者・相談者をそれぞれの目的に沿った窓口、訪問先に案内します。</li> <li>・専門的支援エリアへの立ち入り制限等、警備体制と合わせてその役割を検討します。</li> </ul>
配置	エントランスに面した分かりやすい位置に配置します。

サービス部門窓口	
窓口	5～6か所
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来所者のプライバシーに配慮し、隣接する窓口が見えないようにします。</li> <li>・親子連れの来所者やベビーカーの置場に配慮します。</li> </ul>
配置	事務室に隣接して配置し、来所者から事務室が見えないようにします。

一般来所者用待合室	
室数・広さ	10～15席程度
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般来所者用の待合。</li> <li>・専門相談の来所者用待合と別にします。</li> </ul>
配置	親子コミュニティスペースと一体的に整備します。

面談室	
室数・広さ	2室
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大面談室：10人程度、会議室と兼用します。</li> <li>・小面談室：4～5人程度。</li> <li>・非常通報装置を設置します。</li> </ul>
配置	事務室に隣接して配置し、職員の安全に配慮した2方向の出入口を設置します。

親子コミュニティスペース	
室数・広さ	1室
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キッズコーナーを設置し、おもちゃと絵本を整備します。</li> <li>・来所者や地域の住民向けの情報掲示板を設置します。</li> <li>・自動販売機を設置します。</li> </ul>
配置	来所者が気軽に立ち寄れる位置に設置します。

赤ちゃんの駅	
室数・広さ	2室
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おむつ替えと授乳スペースを別にします。</li> <li>・手洗い場を設置します。</li> </ul>
配置	来所者が気軽に立ち寄れる位置に設置します。

トイレ（男・女）	
室数・広さ	2室
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来所者が乳幼児と一緒に利用出来るように、幼児用便器等を設置します。</li> </ul>

## ○専門的支援エリア

来所者のプライバシーや心理状況に配慮した各種面接室、診断室などを設け、専門的な相談・援助等に必要な諸室を配置します。

専門相談来所者用待合室	
室数・広さ	10～15席程度
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門相談来所者用の待合。</li> <li>・一般相談の来所者用待合と別にします。</li> <li>・来所者同士が待合で顔を合わせにくいように配慮します。</li> </ul>

心理面接室	
室数・広さ	2室
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来所者・保護児童の心理検査、愛の手帳の発達検査、児童及び保護者のカウンセリングを行います。</li> <li>・非常通報装置及び監視カメラを設置します。</li> <li>・音、光、視覚的刺激を受けないよう配慮します。</li> </ul>

モニタールーム付面接室	
室数・広さ	1室
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な子どもの話を聞きます。</li> <li>・心理面接室を兼用します。</li> <li>・録画機能付きカメラを設置します。</li> </ul>
配置	隣接してモニタールームを設置します。

プレイルーム	
室数・広さ	2室
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低年齢の子どものプレイセラピー、幼児の面接、子どもを同伴した親の面接を行います。</li> <li>・一時保育室と兼用します。</li> <li>・メンタルフレンドの活動場所とします。</li> <li>・6人程度の幼児保育及び乳児中心の保育室を区分します。</li> </ul>

心理指導室	
室数・広さ	1室
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・箱庭療法を行います。</li> <li>・防音室とします。</li> </ul>

医師の診断室	
室数・広さ	1室
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛の手帳の医学診断、児童の医学診断、精神医相談、小児科による発達相談を行います。</li> </ul>

家族療法室	
室数・広さ	1室
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子の関係性の観察、親子グループ指導を行います。</li> <li>・6畳程度の居間、台所、風呂、トイレを設置し、一日を親子で過ごせる環境を整備します。</li> </ul>

保護児童面接室	
室数・広さ	2室
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護児童の入所時の面接を行います。</li> </ul>
配置	一時保護所エリアから離れた位置に設置します。

屋内運動場	
室数・広さ	1室
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護児童が運動するほか、各種行事活動を行います。</li> </ul>
配置	用具収納庫を設置します。

## ○一時保護所エリア

入居児童のプライバシーとセキュリティに配慮するとともに、「新しい社会的養育ビジョン」の考え方を踏まえ、家庭的な雰囲気の中で、安心して落ち着いた生活ができる環境を居室のユニット化などにより整備します。

幼児居室	
室数・広さ	6人部屋
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就寝、遊び、食事のスペースを一体に整備します。</li> <li>・就寝は布団を使用し、日中は押入れに収納します。</li> </ul>
配置	男女別のトイレ・洗面スペースを隣接して設置します。 浴室は2人用の浴室を近接して設置します。

児童居室	
室数・広さ	高年齢児童は1人部屋 低年齢児童は2人部屋
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室にはベッド、学習機を設置します。</li> </ul>
配置	男女別、年齢構成別の構成とします。 学齢児童の居室は、男女各6人ずつのグループとします。

児童居室共用	
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浴室、トイレ、洗面室、洗濯室を設置します。</li> <li>・食事、居間を兼ねた学習スペースを設置します。</li> </ul>
配置	児童居室のグループごとに設置します。

心理指導室	
室数・広さ	1室
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な配慮が必要な児童への心理指導を行います。</li> <li>・ソファセットを設置し、落ち着いた環境を整備します。</li> </ul>

個別指導室	
室数・広さ	1室
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別の指導が必要な児童が生活する機能を備えます。</li> <li>・ トイレ、浴室、洗面を設置します。</li> </ul>
配置	児童居室から離れた位置に設置します。

保健室	
室数・広さ	1室
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体調不良の児童への対応及び経過観察を行います。</li> </ul>
配置	静養室を隣接して配置します。

静養室	
室数・広さ	1室
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症に罹患した児童を安静に休ませます。</li> </ul>
配置	保健室に隣接して配置します。

多目的室	
室数・広さ	1室
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団での学習活動、制作活動、遊び等多目的に利用します。</li> <li>・ カーペットを敷き子どもが遊べるスペースを確保します。</li> <li>・ テーブル、椅子、書棚、遊具、教材等を整備します。</li> </ul>

カフェコーナー	
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲み物やおやつを食べながら保護児童と職員が交流します。</li> <li>・ シンクの他、食器棚、書籍・雑誌類を整備します。</li> </ul>
配置	オープンスペースとします。

職員執務室等	
室数・広さ	それぞれ1室
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護エリアの職員の執務室。</li> <li>・夜勤に伴い必要とされる、休憩室（仮眠室）、シャワー室、トイレ、更衣室を男女別に整備します。</li> </ul>
配置	児童居室、共用スペースに目が届きやすい位置に配置します。

倉庫	
室数・広さ	1室
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護児童の衣類、靴、日用品、消耗機材を保管します。</li> <li>・保護児童個人の持ち物を保管する倉庫と別にします。</li> <li>・施設管理用の倉庫と別にします。</li> </ul>

屋上オープンスペース	
室数・広さ	1か所
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児用ビニールプールにより、低年齢児童が水遊びをします。</li> <li>・日除けルーフを設置します。</li> <li>・植栽やフェンスを設置し、侵入防止及びプライバシーの保護に配慮します。</li> </ul>

## ○管理部門エリア

職員間の連携を促す一体的な執務スペースや、様々な会議、研修を行うスペースを確保するとともに、職員の快適な執務環境を整備します。

所長室	
室数・広さ	1室
機能	・各種書棚、応接セットを整備します。
配置	事務室内の一角に設置します。

事務室	
室数・広さ	職員執務スペース（90名程度）
機能	・職員の連携を図るため、可能な限り児童相談所部門と子ども家庭支援センター部門の職員全員がまとまって執務を行うスペースを確保します。 ・打合せスペースを適宜確保し、各種OA機器を整備します。 ・来所者の待合室から事務室が見通せないようにします。 ・男女別の休養室、更衣室、トイレ、及び給湯室を設置します。

会議室	
室数・広さ	2室
機能	・職員の会議の他、各種研修・講座、関係機関との協議、心理指導プログラムの実施等に活用します。 ・職員全員が参加する援助方針会議を行います。
配置	会議室備品用倉庫を隣接して設置します。

ファイル室	
室数・広さ	1室
機能	・ケースファイルを保管します。 ・将来の相談件数の増加を想定し、十分な広さを確保するとともに、個人情報1か所で一元管理します。
配置	事務室に隣接して設置します。



児童所持品保管室	
室数・広さ	1室
機能	・保護児童個人の所有物を個別のロッカーを使い保管します。

宿直室	
室数・広さ	1室
機能	・洗面、トイレ付ユニットバスを設置し、机、ベッドを整備します。
配置	一時保護所エリアに設置します。

調理室	
機能	・保護児童の一日の食事を提供します。 ・検収その他の必要諸室のほか、調理員の休憩室を設置します。
配置	一時保護所エリアに設置します。

用務員室	
室数・広さ	1室
機能	・手洗い、洗濯機を設置し、更衣ロッカー、机、用具棚を整備します。 ・清掃用カートを保管します。

警備員室	
室数・広さ	1室
機能	・職員のほか、委託業者、訪問者の入退館の確認を行います。
配置	職員・サービス用出入口に面して設置します。

### (3) 法令条件

現時点で確認された法令条件は次のとおりです。

表 V-2 法令条件一覧表

計画敷地の位置	住居表示 板橋区 本町 2 4 - 1 地名地番 未定
緯度・経度	緯度 北緯 36° 00' 00" 経度 東経 139° 40' 00"
敷地面積	未定
用途地域 特別用途地区	準工業地域 第二種特別工業地区
許容建ぺい率 許容容積率	60% 300%
防火地域の指定	準防火地域・新たな防火規制区域
高度地区	35m 第三種高度地区
地区計画	旧板橋宿周辺地区地区計画（住工共存地区）
景観計画区域	一般地域
東京都駐車場条例 東京都自転車条例	周辺地区 適用なし
道路斜線制限 隣地斜線制限 北側斜線制限	勾配：1.5 適用距離：25m 勾配：2.5 立ち上がり：31m 勾配：1.25 立ち上がり：10m（範囲8m以内） 勾配：0.6 立ち上がり：20m（範囲8m超）
絶対高さ制限	17m以下かつ地上5階以下（地階を除く）
日影規制	規制時間：5時間—3時間・測定面：4m
壁面後退	1号壁面線（敷地北西側道路）
埋蔵文化財包蔵地	対象外
道路 北西側 北東側 南東側 南西側	42条1項3号 板橋区特別区道 第 1931号線 認定幅員3.6m 42条2項 板橋区特別区道 第347-1号線 認定幅員1.8m 42条2項 板橋区特別区道 第347-2号線 認定幅員2.7m 42条2項 板橋区特別区道 第 346号線 認定幅員2.7m

主要用途	区分 児童福祉施設等 子ども家庭総合支援センター・ 児童相談所・一時保護所
工事種別	新築
建築面積	1,200 m <sup>2</sup> 程度
延床面積	3,500 m <sup>2</sup> 程度
建築物の高さ等	最高の高さ 16.0m 程度 最高の軒の高さ 12.0m 程度 地階を除く階数 3 地階の階数 0 昇降機塔等の階の数 1 (屋上への階段室を想定)
構造	未定
耐火建築物等	耐火建築物
建築設備の種類	未定
屋根	未定
外壁	未定
軒裏	未定

## (4) 設備計画

### ○電気設備

太陽光発電やLED照明の採用など、環境に配慮した技術及び省エネルギーを推進する技術を取り入れた設備とします。

また、大規模地震等の災害時にも施設機能が維持できる自家発電設備を整備します。

### ○給排水衛生設備

効率的でメンテナンスのしやすい設備を整備するとともに、雨水の有効活用など節水に配慮した設備を整備します。

### ○空調換気設備

体温調節の困難な子どもに配慮し、個別空調方式を採用するなど利用者の特性に応じた空調設備を整備します。

### ○昇降機設備

身体障がい者に対応したエレベーターを設置します。

### ○省エネルギー計画・環境配慮

板橋区の施設整備にあたっての省エネルギー・環境配慮手順書に示された、『板橋区公共施設 省エネルギー・環境配慮設備等導入基準』に従い、環境負荷低減の施設整備を検討します。

表V-3 導入基準一覧表

区分	対象設備等	導入基準	備考
建築物の断熱化	外壁・屋根の断熱化	◎	遮熱・断熱塗料等
	複層ガラス／気密サッシ	◎	
自然エネルギーの利用	自然通風の利用 (空調負荷の低減)	○	
	自然光の利用 照明負荷の低減	○	ライトシェルフ、トップライト、 ハイサイドライト等
緑のカーテンの設置	緑のカーテン用フック・水栓等	◎	

区分	対象設備等	導入基準	備考
空気調和設備等の省エネルギー化	高効率型熱源機	◎	
	高効率型冷暖房機	◎	
	ポンプ類の変流量制御	◎	
	空気調和機系統の変風量制御	◎	インバータファン、VAVの採用等
	外気冷房システム	◎	
	全熱交換器（同ユニット）	◎	
	空調範囲の細分化	◎	
	大風量送風機の変風量制御	◎	
照明設備の省エネルギー化	高効率型照明器具	◎	LED、Hf 蛍光灯
	調光型照明器具	○	
	昼光連動制御型照明器具	○	
	点灯範囲（回路）の細分化	◎	
	トイレ・階段等の人感センサー	◎	
	LED誘導灯	◎	
	LED街路灯	○	
受変電設備の高効率化	高効率型変圧器	◎	
需要電力（デマンド）のピークカット	デマンド監視装置	◎	
	デマンド制御装置	○	
	蓄電池	○	
エネルギーの効率的利用	次世代電力計（スマートメータ）	○	
	エネルギー管理システム	○	
昇降機設備の省エネルギー化	省エネルギー型昇降機	◎	インバータ制御等
給湯設備の省エネルギー化	高効率型給湯器	◎	潜熱回収型給湯器 CO2冷媒ヒートポンプ給湯器
	高効率型ボイラー	◎	
	コージェネ／燃料電池	○	
ろ過循環設備の省エネルギー化	夜間（未使用時）ポンプ低流量制御	◎	

区分	対象設備等	導入基準	備考
節水型器具の採用	節水型大便器・トイレ用擬音装置	◎	
	センサー式小便器	◎	
	節水型水栓・器具	◎	センサー式器具 定流量弁の採用
雨水の利用	中水利用（トイレ洗浄等）	○	
	縦樋取水型小型雨水貯留タンク	◎	
再生可能エネルギー等の利用	太陽光発電設備	◎	20kW 以上
	太陽熱利用設備	●	
	地中熱利用ヒートポンプ	○	
	クールヒートトレンチ	●	
次世代自動車用充電設備の導入	普通充電器	○	

- ◎：原則、導入するもの  
○：可能な限り導入に努めるもの  
●：導入の検討を要するもの

## （５）家具サイン計画

家具、サイン計画は『板橋区ユニバーサルデザインガイドライン』に基づき、基本設計、実施設計時に協議のうえ決定します。

施設利用者すべてが快適に利用できる環境を整備することを目的に、設計でのデザイン配慮はもちろんのこと、建物運営開始後も多くの人々が施設・設備の使い方が理解でき、総合支援センターが提供する空間、サービスを皆で共有し続けられる家具、サインのデザインコンセプトを策定します。

図V-1 ウェイファインディング※の事例



※ウェイファインディング

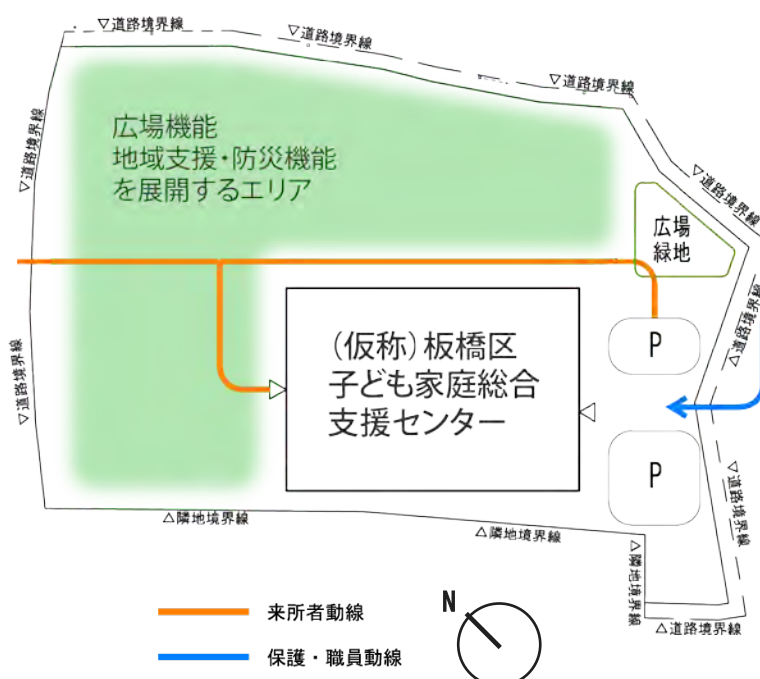
文字や案内図だけでなく、空間の形や色、内装のしつらえといった環境を構成するあらゆる要素を利用して、利用者を目的地へと誘導する手法

### 3 敷地利用計画

#### (1) 敷地内配置計画案

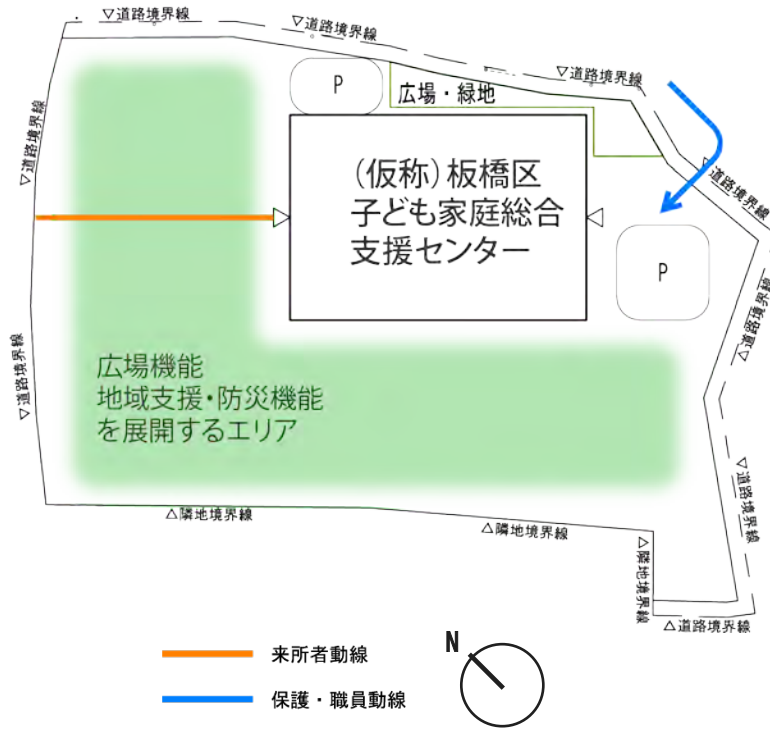
旧板橋第三小学校跡地に建設する総合支援センターの配置案について、次のとおりA～C案の各種動線、プライバシーの保護への配慮等の施設特性、近隣への配慮等についてそれぞれを比較し評価しました。検討の結果、最も評価の高いC案の配置案を採用することとしました。

#### ○A案



動線計画	建物裏側に配置された来所者用駐車場への案内や、来所者用駐車場からエントランスまで来所者を分かりやすく案内する配慮が必要。	△
施設特性	来所者用駐車場と保護・職員動線が近接するため、保護者の入所時のプライバシー保護に配慮が必要。	×
近隣への配慮	敷地南西側の住宅との離隔距離を確保し、外部からの視線・外部への視線に配慮した施設内諸室配置に留意が必要。	×

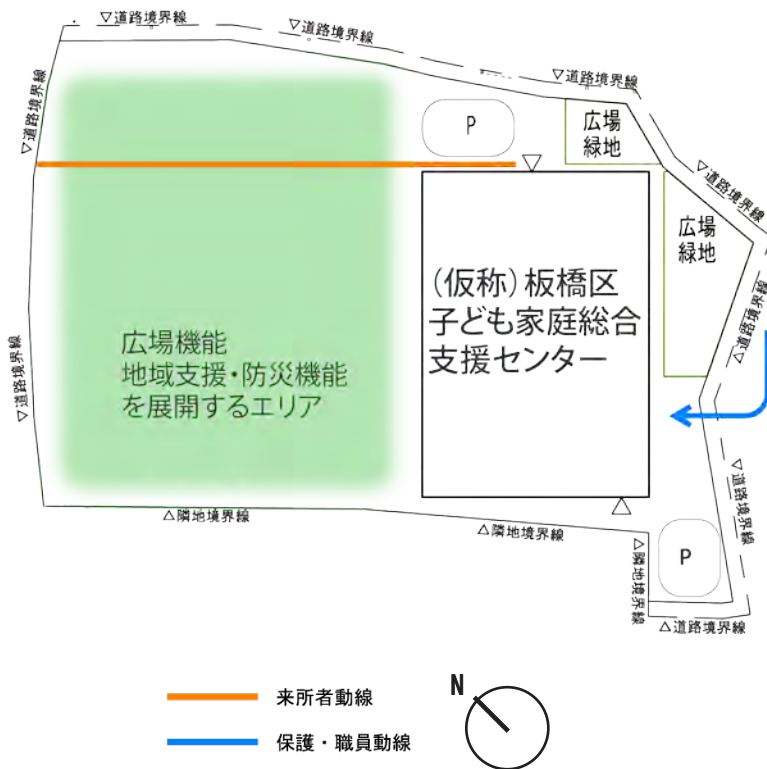
OB案



動線計画	一般来所者動線と保護・職員の動線を明確に分離することができる。	○
施設特性	総合支援センターは、敷地南西側の住宅との離隔距離を確保できるが、敷地北東側道路の通行者からの視線に配慮し来所者のプライバシー保護を考慮する必要がある。	△
近隣への配慮	地域支援・複合機能と敷地南西側の住宅との離隔距離を確保し相互のプライバシー保護に配慮する必要がある。	△



OC案



動線計画	一般来所者動線と保護・職員の動線を明確に分離することができる。	○
施設特性	敷地南西側住宅、北東側歩行者の両方に対し離隔距離を確保することができる。	○
近隣への配慮	地域支援・防災機能も敷地南西側住宅に対し、離隔距離を確保することができる。	○

## (2) 敷地境界線の設定

旧板橋第三小学校跡地に計画される総合支援センターと地域支援・防災機能は、建築基準法上その建物用途を考慮すると、それぞれの建物を同一敷地に建てなければならない理由がないため、それぞれの敷地にそれぞれの建物を建設する必要があります。

そこで、現在一敷地である旧板橋第三小学校跡地を総合支援センター建設用敷地と地域支援・防災機能建設用敷地に分割するための敷地境界線を設定します。

敷地境界線は、C案の配置が法令上適合するように画定します。具体的には敷地面積に対する許容容積率・許容建ぺい率、各種高さ制限、日影制限を検証します。

### ○敷地面積の検証

- ・許容容積率を考慮した最低敷地面積

$$\begin{aligned} \text{敷地面積} &= \text{延床面積 } 3,500 \text{ m}^2 \div \text{許容容積率 } 300\% \\ &\doteq 1,200 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

- ・許容建ぺい率を考慮した最低敷地面積

$$\begin{aligned} \text{敷地面積} &= \text{建築面積 } 1,200 \text{ m}^2 \div \text{許容建ぺい率 } 60\% \\ &\doteq 2,000 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

### ○各種高さ制限の検証

V-3-(6) 高さ規制の検討参照

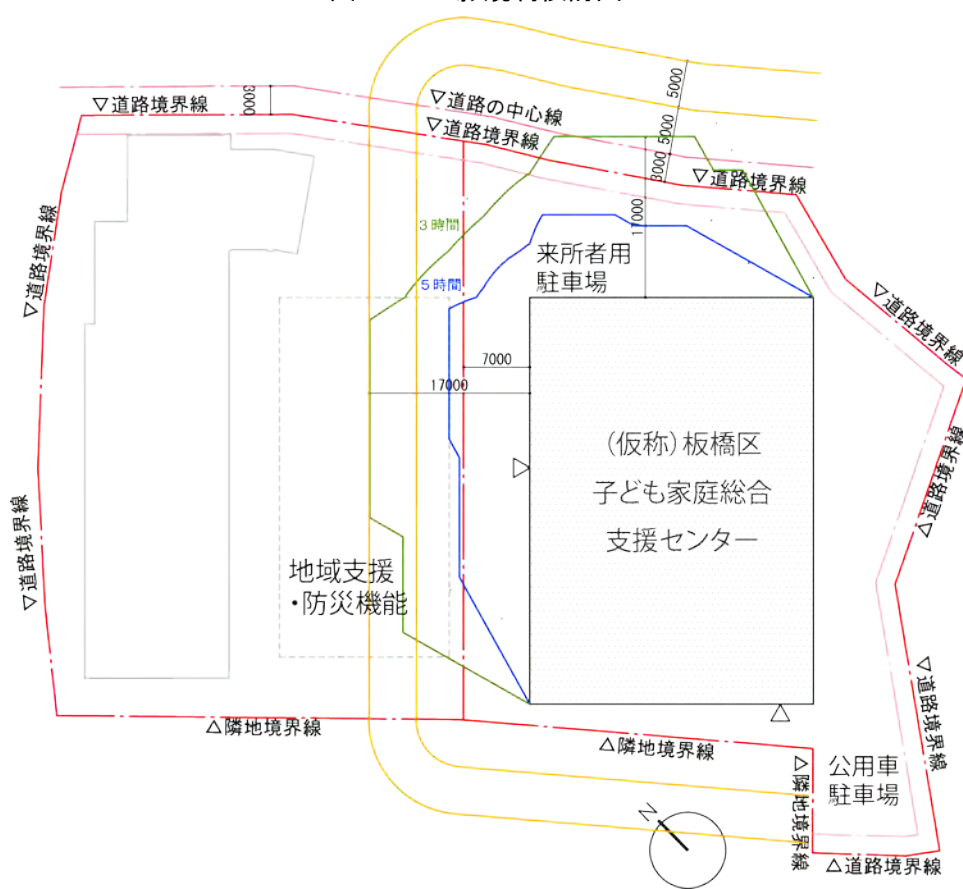
○日影規制の検証

- ・規制条件 規制時間 5 - 3時間  
測定面 4m
- ・想定建物高さ 約16m (屋上の設備機器の目隠し壁を含む)

等時間日影の形状線は、次の図に示すとおりです。

したがって、敷地境界線は総合支援センターの建物から北西側に約7m以上  
離隔距離を確保して設定する必要があります。

図V-2 日影規制検討図



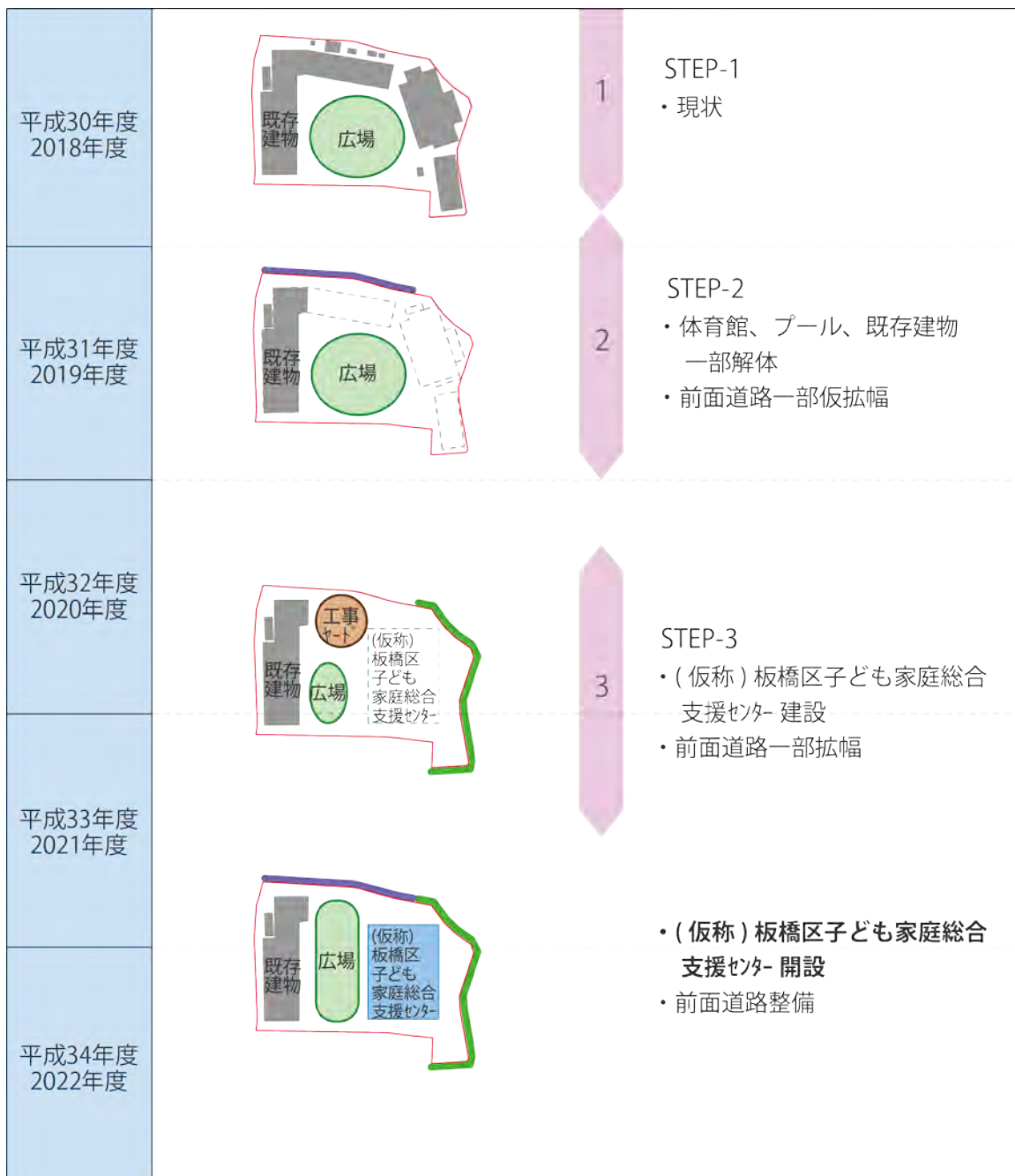
### (3) 工事中の敷地利用

旧板橋第三小学校跡地は、地元で氷川神社の例大祭を行う際に活用されています。また、小学校跡地のグラウンドは、防災機能を兼ねた地域の憩いの広場であることから、その機能が継続されることが求められます。

次に、現状から既存建物解体完了、広場の整備に至る各工事工程を示します。

極力広場を広く使えるよう、既存体育館、プール、既存校舎の一部を段階的に取り壊す等の工程を検討します。

図V-3 工事手順検討図



#### (4) 法令に伴う施設整備方針

##### ① 2項道路の整備

旧板橋第三小学校跡地の北東側、南東側、南西側道路は、それぞれ建築基準法42条2項に示す道路であるため、本計画及び隣接する複合施設の整備工事に合わせてそれぞれ拡幅整備します。

##### ② 自主管理歩道の整備

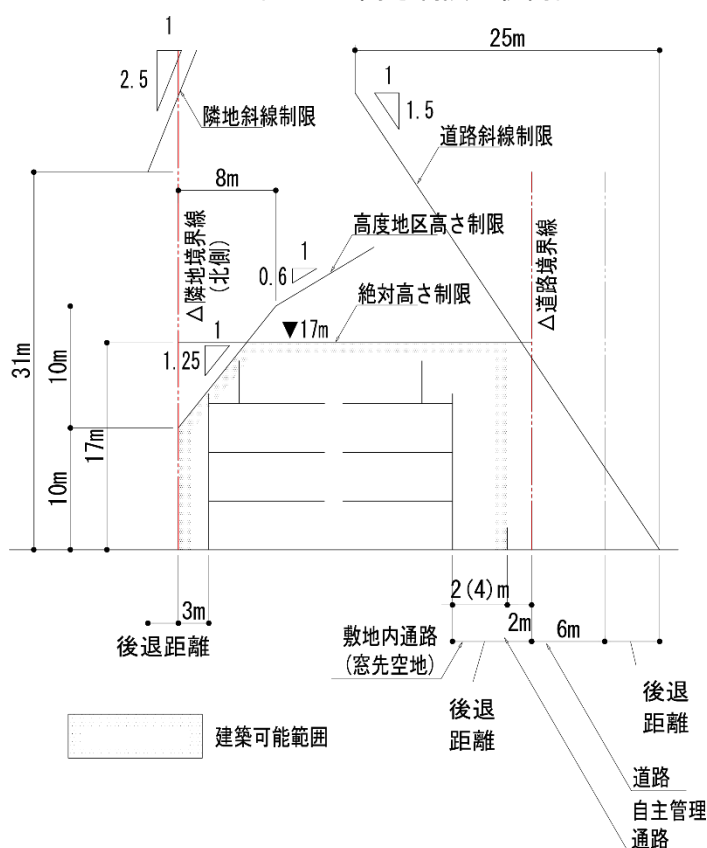
本計画は板橋区大規模建築物等指導要綱による規制を受けるため、要綱に従い幅員2mの常時一般に開放された自主管理歩道を敷地外週に整備します。

#### (5) 防災関係施設について

本計画は板橋区大規模建築物等指導要綱による規制を受けるため、要綱及び消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）による、常時の貯水量が40 m<sup>3</sup>以上の防火貯水槽を整備します。

#### (6) 高さ制限の検討

図V-4 高さ制限の検討図



## (7) 外構計画

### ① 駐車場・駐輪場計画

総合支援センターに訪れる来所者は、原則は公共交通機関を利用し来所することを前提とします。しかし、緊急時等特別な場合を想定し、条例で定められた附置義務台数程度の駐車場等を整備します。

### ○附置義務駐車台数の検討

板橋区大規模建築物指導要綱により、自動車駐車場は不特定多数利用部分の面積に応じ設置台数が義務付けられています。具体的には不特定多数利用部分の面積 500 m<sup>2</sup>につき 1 台の割合で設置が必要になり、2 台に満たない場合は最低 2 台以上設置します。

想定延床面積による附置義務台数の算定は次の計算式のとおりです。

なお、附置義務台数を算定するにあたり、不特定多数が利用する部分は、一般開放エリア及び専門的支援エリアとし、それぞれのエリア内の共用部門面積は共用部門合計面積からそれぞれのエリアの按分により算出しました。

#### ・ 想定延床面積

エリア	面積 (概数)
一般開放エリア	200 m <sup>2</sup>
専門的支援エリア	700 m <sup>2</sup>
一時保護所エリア	700 m <sup>2</sup>
管理部門エリア	850 m <sup>2</sup>
共用部分	1,200 m <sup>2</sup>
内 一般開放エリア内面積	100 m <sup>2</sup>
内 専門的支援エリア内面積	350 m <sup>2</sup>

#### ・ 附置義務台数算定式

$$(200+700+100+350) \text{ m}^2 \div 500 \text{ m}^2 / \text{台} = 2.7 \text{ 台}$$

→3 台 (小数点以下切り上げ)

#### ・ 運用上必要となる想定駐車台数

車両	台数
公用車	3 台
業務用	2 台
来所者用	3 台

### ○附置義務自転車駐車場の検討

駐車場同様、不特定多数利用部分の面積 45 m<sup>2</sup>につき 1 台の割合で設置が必要になります。

想定延床面積による附置義務台数の算定は次の計算式のとおりです。

#### ・ 附置義務台数算定式

$$(200+700+100+350) \text{ m}^2 \div 45 \text{ m}^2 / \text{台} = 30 \text{ 台}$$

## ②その他

### ○雨水流出抑制

本敷地は板橋区雨水流出抑制施設設置指導要綱による規制を受けるため、基準に基づく雨水流出抑制対策量を算定しました。

#### ・ 算定要件

地域		石神井川流域
土地利用別面積	屋根	1,200 m <sup>2</sup>
	緑地	450 m <sup>2</sup>
	舗装	1,250 m <sup>2</sup>

#### ・ 対策量

$$\begin{aligned} \text{算定 A 対策量} &= 2,900 \text{ m}^2 \times 600 \text{ m}^3 / \text{ha} \text{ (公共施設)} \\ &= 175 \text{ m}^3 \text{ 東京都総合治水対策協議会による} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{算定 B 対策量} &= \text{土地利用別対策量} \times \text{事業面積係数} \\ &= 136 \text{ m}^3 \times 1.0 \\ &= 136 \text{ m}^3 \end{aligned}$$

土地利用別対策量	
屋根	$0.90 \times 0.06 \times 1,200 \text{ m}^2 = 65 \text{ m}^3$
緑地	$0.20 \times 0.06 \times 450 \text{ m}^2 = 6 \text{ m}^3$
舗装	$0.85 \times 0.06 \times 1,250 \text{ m}^2 = 65 \text{ m}^3$
小計	136 m <sup>3</sup>

## ○既存樹保存の検討

敷地南西側に隣接する戸建て住宅とのプライバシー保護の配慮から、視線を制御する緩衝帯として既存樹の活用を検討します。



図 V-5 既存樹配置図

## ○緑化計画

本敷地は東京都板橋区緑化の推進に関する条例に緑化の規制を受けるため、必要緑化面積を算定しました。

### ・地上部の緑化対象面積の算定

算定式 : 地上部緑化対象面積 = 事業面積 - 控除施設等面積

事業面積 : 2,900 m<sup>2</sup>

控除施設等面積 : 250 m<sup>2</sup> (自主管理歩道)

$$\begin{aligned} \text{地上部緑化対象面積} &= 2,900 \text{ m}^2 - 250 \text{ m}^2 \\ &= 2,650 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

### ・地上部の必要緑化面積

算定式 : 必要緑化面積 = 緑化対象面積 × (1 - 控除率)

× (1 - 建ぺい率) × 緑化率

大規模建築物等指導要綱適用事業 (2) による

控除率 : 0.15

緑化率 : 0.50 (事業面積 1,000 m<sup>2</sup>以上)

$$\begin{aligned} \text{必要緑化面積} &= 2,650 \times (1 - 0.15) \times (1 - 0.6) \times 0.50 \\ &\doteq 450 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

### ・屋上部の必要緑化面積 : 今後の検討による



#### 4 情報システム構築の考え方

「すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する 子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点」として、基礎的自治体の強みを活かし、関係機関と連携した切れ目のない一貫した支援を行うため、新たな情報システムの構築や既存システムの情報連携について、検討していきます。なお、システムの構築に当たっては、個人情報の取扱いについての視点も重視します。

既存システムとして、子ども家庭支援センターでは「児童家庭相談システム」を稼働させ、児童に関する情報や相談内容・経過記録を専用データベースで一元管理しています。

なお、新たなシステムの構築に当たっては、既存のデータベース等を活用し、必要な情報が共有でき、連携しやすい環境をつくるためのシステムであることに加え、個人情報について最大限に配慮したシステムを構築するという視点を踏まえ検討を行います。

また、システムによる他の児童相談所との相互連携や、警察等の関係機関との情報共有のあり方について、国や都、他自治体等の動向を注視しながら、研究を進めていきます。

## VI 運営計画

### 1 組織・管理運営の基本的な考え方

総合支援センターは、児童相談所機能と子ども家庭支援センター機能を併合し、子どもと家庭に関するあらゆる相談に対応する、子ども・家庭・地域の子育ての総合支援拠点としての役割を担います。

保健所・健康福祉センターや福祉事務所、教育支援センターなどの各部門の相談窓口はこれまでどおり実施し、困難なケースや専門性の高い相談は必要に応じて総合支援センターが担当するなど、各部門と緊密に連携していきます。

組織については、児童相談所機能と子ども家庭支援センター機能の2体制とし、新たな相談体制を構築し機能に合わせた役割分担を行います。

### ○児童相談所機能

18歳未満の子どもに関する相談であれば、本人や本人以外（家族、学校の先生、地域の方々等）に関わらず、子どもの健やかな成長を願って共に考え、問題を解決していく専門の相談機関です。

#### ・各部門の機能

- 管理部門・・・・・・・・管理・運営に関すること
- 児童福祉部門・・・・・・・・児童及び家庭に関する相談、調査及び指導に関すること
- 児童相談部門・・・・・・・・児童相談窓口に関すること
- 地域連携部門・・・・・・・・要保護児童対策地域協議会等、地域連携に関すること
- 養育・家庭支援部門・・里親制度等、養育・家庭支援に関すること
- 心理指導部門・・・・・・・・児童及び保護者等の心理診断、心理指導に関すること
- 保護部門・・・・・・・・児童の一時保護に関すること

### ○子ども家庭支援センター機能

18歳未満の子どもとその家族を対象に育児支援サービス情報の提供など、子育て中の方を支援する機関です。

#### ・各部門の機能

- 子育て支援部門・・・・・・・・子育て支援に関すること
- サービス調整部門・・・・・・・・子育てサービスの調整に関すること

## 2 職員配置と人材育成

### ○職員配置

児童相談所機能における職員配置については、児童福祉法及び児童相談所運営指針等による基準に従うとともに、複雑多様化する児童虐待相談へのきめ細やかな対応や、関係機関と連携した切れ目ない一貫した支援を提供するなど、区が設置する児童相談所として、一時保護所と並行して着実に運営できる人員体制を確保します。

子ども家庭支援センター機能における職員配置は、子育て支援・サービス調整部門を運営するための必要人員を配置します。

### ・児童相談所人員配置計画

表VI-1 児童相談所職員数一覧表

職種等	職員数
所長	1人
児童福祉司	25人
児童心理司	11人
医師又は保健師	※2人
弁護士	※1人
事務	6人
その他（相談員、警察OB等）	※9人
計（※非常勤等を含む）	55人

表VI-2 一時保護所職員数一覧表

職種等	職員数
児童指導員、保育士	20人
看護師等	4人
その他	※8人
計（※非常勤等を含む）	32人

表VI-3 子ども家庭支援センター職員数一覧表（平成30年度）

職種等	職員数
事務（所長を含み、児童相談所設置担当を除く）	16人
保健師	2人
その他	※17人
計（※非常勤等を含む）	35人

- 児童相談所設置市の事務については、今後の体制及び組織についての検討を踏まえ、人員を配置します。

・ 児童相談所の人員配置基準（児童福祉法関連法令等より抜粋作成）

表VI-4 児童相談所の人員配置基準

所長	1人
児童福祉司	人口4万人に1人、児童虐待に係る相談実績に応じ加算
児童福祉司スーパーバイザー	児童福祉司5人につき1人
児童心理司	児童福祉司2人につき1人以上
児童心理司スーパーバイザー	配置基準に関する明文の規定はなし
医師又は保健師	1人以上
弁護士	配置基準に関する明文の規定はなし

表VI-5 一時保護所の人員配置基準

児童指導員・保育士	満2歳に満たない幼児	おおむね1.6人につき1人
	満2歳以上満3歳に満たない幼児	おおむね2人につき1人以上
	満3歳以上の幼児	おおむね4人につき1人以上
	少年	おおむね5.5人につき1人以上
	家庭から離れた子ども達の不安な心情や行動に対して、柔軟に対応できる人員を配置する。	
看護師等	乳児	おおむね1.6人につき1人以上

## ○人材育成

児童相談所開設時の円滑な運営に向け、専門人材である福祉職や心理職を計画的に採用するとともに、都や近隣自治体等の児童相談所への長期派遣を積極的に進めていきます。専門職や派遣経験者を子ども家庭支援センターに配属し、OJTなどにより人材を育成します。さらに、特別区研修所等における専門研修への積極的な受講により必要な知識の習得に努め、スキルアップを図っていきます。

## 3 管理運営形態・体制

### ○運営形態

- ・開所時間：9：00～17：00
- ・開所日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

基本的には、区の直営とし、民間事業者の経験・ノウハウが活用できる業務については、民間活力の活用を検討していきます。

なお、夜間休日対応については、虐待通告や警察からの身柄通告や夜間休日の189の受電対応も含め、区の児童相談所と一時保護所の連携と役割分担等とあわせて体制を検討していきます。

#### 4 年間利用者数の想定

総合支援センターの事業規模について、次のとおり想定しています。

表VI-6 『(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター』の想定事業規模

内容	想定事業規模	算出根拠
来所相談 件数	[年間] 3,000件	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども家庭支援センターにおける面接相談件数 平成28年度実績 674件</li> <li>北児童相談所における児童福祉司の調査活動状況 平成28年度実績 所内面接件数[新規相談者] 3,270件 所内面接件数[調査・指導] 1,410件 うち板橋区ケースを約半数と想定し算出</li> </ul>
心理診断 医学診断 件数	[年間] (心理診断) 1,700件 (医学診断) 180件	<ul style="list-style-type: none"> <li>北児童相談所における心理診断・医学診断状況 平成28年度実績 3,349件(心理診断 延ケース数) 359件(医学診断 新規ケース数) うち板橋区ケースを約半数と想定し算出</li> </ul>
一時保護 児童数	[年間] 182人 [1日平均] 21人程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都の児童相談所における一時保護児童数 平成28年度実績 2,268人 うち板橋区ケースを人口比、平均保護日数、都保護実績 の伸び率により算出</li> </ul>
地域の子育 て支援機能	[年間] 150人	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども家庭支援センターにおける講座参加者数 養成講座 60人(年2回×30人) スキルアップ講座 60人(年1回×60人) 孫育て講座 30人(年1回×30人)</li> </ul>

## Ⅶ 施設整備事業スケジュール

以下に、今後の整備工程を示します。

図Ⅶ-1 整備工程

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
施設整備	基本設計・実施設計		建設工事	
解体工事 (体育館、プール、東側校舎等)	解体設計	解体工事		
児童相談行政の 体制・組織	検討	組織・人員の検討		
人材の確保・育成	長期派遣研修、採用			
児童相談所 設置市の事務 ※	課題検討	組織・人員の検討、事務引継		

### ※児童相談所設置市の事務

児童相談所を設置した場合、児童相談所における相談業務のみならず、援助活動を実施するための児童福祉施設の認可や里親の認定等を一貫して行うことが必要となります。

また、児童相談所の設置に伴い処理する事務として、児童福祉法及び同法施行令に規定する事務等に加え、国の通知及び要綱に基づく事務を処理することとなります。

## 1 板橋区児童相談所設置に係る検討会関連資料

### 板橋区児童相談所設置に係る検討会設置要綱

(平成 25 年 12 月 26 日 区長決定)

(改正 平成 26 年 4 月 21 日 区長決定)

(改正 平成 28 年 6 月 3 日 区長決定)

(改正 平成 29 年 4 月 12 日 区長決定)

(改正 平成 29 年 9 月 15 日 区長決定)

(改正 平成 30 年 4 月 12 日 区長決定)

#### (設置目的)

第1条 児童相談所設置に係る板橋区の方針検討等を行うとともに、庁内の横断的な調整を行うため、板橋区児童相談所設置に係る検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

#### (検討会の構成)

第2条 検討会は、会長、副会長及び委員により構成することとし、構成員は別表1に掲げるところによる。

2 会長は副区長とする。会長は検討会を統括し、その意思決定を行うものとする。

3 副会長は子ども家庭部長とする。副会長は会長を補佐する。

4 第1項に掲げるもののほか、会長は必要と認める者を委員に指名することができる。

#### (会議)

第3条 会長は、必要に応じて会を招集し、会議を主宰する。

2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

#### (所掌事項)

第4条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 児童相談所設置に関する調査・研究・調整に関すること。

(2) 児童相談所設置市の事務移管に関する調査・研究・調整に関すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、検討会が特に必要と認める事項



(アドバイザーの設置)

第5条 会長は、前条第1号及び第2号に掲げる事項について専門的知見から助言及び提案を得るため、アドバイザーを置くことができる。

(幹事会)

第6条 検討会の円滑な運営を図るため、検討会に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、構成員は別表2に掲げるところによる。
- 3 幹事長は、幹事の中から子ども家庭部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、検討会に付議する事案について調査及び検討をする。
- 5 幹事会は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を幹事会に出席させ、意見を聞くことができる。

(組織)

第7条 第4条各号に掲げる調査・研究・調整等を行うため、検討会の下に検討チームを設けることができる。

(検討チームの構成)

第8条 検討チームは、チームリーダー、サブリーダー及びメンバーをもって構成する。

- 2 チームリーダーは、検討会において決定された検討課題（以下「検討課題」という。）を所管する検討会委員にある者をもって充てる。
- 3 サブリーダー及びメンバーは、チームリーダーが選任する。

(検討チームの所掌事項)

第9条 検討チームの所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 検討課題についての具体的な調査・研究に関すること。
- (2) 検討会に対する調査・研究結果の報告に関すること。
- (3) その他、検討会からの指示に関すること。

(庶務)

第10条 検討会及び幹事会の庶務は、子ども家庭部子ども家庭支援センターにおいて処理する。

- 2 検討チームの庶務は、当該検討チームのチームリーダーに充てられた部長の属する部の庶務担当課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども家庭部長が定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行する。

別表1（第2条関係）

検討会	会 長	副区長
	副会長	子ども家庭部長
	委 員	政策経営部長
	委 員	総務部長
	委 員	健康生きがい部長
	委 員	保健所長
	委 員	福祉部長
	委 員	教育委員会事務局次長

別表2（第6条関係）

幹事会	幹事長	子ども家庭部長
	幹 事	政策企画課長
	幹 事	経営改革推進課長
	幹 事	財政課長
	幹 事	施設経営課長
	幹 事	人事課長
	幹 事	健康推進課長
	幹 事	予防対策課長
	幹 事	健康福祉センター所長（母子担当）
	幹 事	福祉部管理課長
	幹 事	障がい者福祉課長
	幹 事	赤塚福祉事務所長
	幹 事	子ども政策課長
	幹 事	子育て支援施設課長
	幹 事	児童相談所設置担当課長
	幹 事	子ども家庭支援センター所長
	幹 事	教育委員会指導室長
	幹 事	教育支援センター所長

## ○板橋区児童相談所設置に係る検討会これまでの経緯

開催時期	実施回	内容
平成 25 年度	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「板橋区児童相談所移管に係る検討会」の設置</li> <li>・「児童相談所移管に係る検討について（大枠の方向性）」中間報告（板橋区）の作成</li> </ul>
平成 26 年度	第 1 回 第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童相談所移管に係る検討について（板橋区最終報告案）」の作成</li> </ul>
平成 27 年度	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童相談所移管に係る都区の検討状況について」の報告</li> <li>・「特別区児童相談所移管モデルの具体化について（特別区長会作成）」の報告</li> <li>・「児童相談所移管に係る検討について（板橋区最終報告）」の確認</li> </ul>
平成 28 年度	第 1 回 第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題の抽出、整理</li> <li>・「特別区移管モデル」の具体化検討の再調整</li> <li>・ロードマップの作成</li> </ul>
	第 3 回 第 4 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所設置場所の検討</li> <li>・施設整備の検討</li> </ul>
平成 29 年度	第 1 回 第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「(仮称) 子ども家庭総合支援センター基本構想」の作成</li> <li>・特別区共通課題及び都協議課題への対応策に係る検討</li> <li>・各区課題への対応策に係る検討</li> </ul>
	第 3 回 第 4 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区共通課題及び都協議課題への対応策に係る検討についての進捗状況報告</li> <li>・各区課題への対応策に係る検討についての進捗状況報告</li> <li>・基本計画の作成</li> </ul>
平成30年度	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 2 9 年度の進捗状況報告</li> <li>・施設整備計画の変更</li> <li>・(仮称) 子ども家庭総合支援センター基本計画（中間のまとめ）の報告</li> </ul>
	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 子ども家庭総合支援センター基本計画の策定</li> <li>・特別区共通課題及び都協議課題についての検討状況報告</li> <li>・各区課題への対応策の検討</li> <li>・国・都・特別区の動きについての報告</li> </ul>

※平成 3 0 年 4 月、要綱改正により「児童相談所移管に係る検討会」から「児童相談所設置に係る検討会」に名称変更しました。

## 2 板橋区議会への報告状況

委員会	報告年月日	報告事項
文教児童委員会	平成 26 年 1 月 24 日	特別区児童相談所移管モデル（概要）について
	平成 26 年 5 月 15 日	児童相談所移管に係る検討について（大枠の方向性）中間報告
	平成 27 年 8 月 28 日	児童相談所移管に係る都区の検討状況について
	平成 28 年 8 月 26 日	児童相談所の移管に係る検討体制について
	平成 29 年 1 月 26 日	児童相談所の設置に係る検討状況について
子どもの貧困対策 調査特別委員会	平成 29 年 6 月 16 日	「（仮称）子ども家庭総合支援センター基本構想」について
	平成 29 年 12 月 8 日	児童相談所設置に向けた検討状況について
	平成 30 年 2 月 26 日	児童相談所設置に向けた検討状況について
	平成 30 年 6 月 15 日	児童相談所設置に向けた検討状況について 「（仮称）子ども家庭総合支援センター基本計画（中間のまとめ）」について

## 3 区民説明会の実施状況

説明会	実施年月日	会場	内容
児童相談所の設置 及び旧板橋第三小 学校跡地活用に係 る区民説明会	平成 29 年 3 月 9 日 平成 29 年 3 月 11 日	本町集会所	1 児童相談所の設置場所、施設 整備について 2 旧板橋第三小学校跡地活用 に係る基本的な方向性につい て 3 今後の予定について 4 質疑応答
旧板橋第三小学校 跡地利用及び児童 相談所の設置に係 る区民説明会	平成 29 年 8 月 27 日 平成 29 年 8 月 28 日	いたばし総合 ボランティア センター 第 4 ボランテ ィア・NPO ルー ム	1 区の課題を解決するための 旧板橋第三小学校跡地利用に ついて 2 「（仮称）板橋区子ども家庭総 合支援センター基本構想」につ いて 3 質疑応答
旧板橋第三小学校 跡地活用及び児童 相談所の設置に係 る区民説明会	平成 30 年 6 月 29 日 平成 30 年 7 月 1 日	いたばし総合 ボランティア センター 第 4 ボランテ ィア・NPO ルー ム	1 旧板橋第三小学校跡地活用 について 2 （仮称）板橋区子ども家庭総 合支援センター基本計画につ いて 3 質疑応答



(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター基本計画

編集 板橋区子ども家庭部児童相談所設置担当課

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号

TEL 03-3579-2068 FAX 03-3579-2487

kk-jisometu@city.itabashi.tokyo.jp

平成30年10月発行

---

刊行物番号 30-75



板橋区 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 URL <http://www.city.itabashi.tokyo.jp/>